

北九州市監査公表第16号
平成25年3月28日

北九州市監査委員 山口 彰
同 大津 雅司

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 24 年度
包括外部監査結果報告書

平成 25 年 3 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 丸林 信幸

平成25年 3月21日

北九州市包括外部監査人
丸林 信幸

平成24年 4月 1日付包括外部監査契約書第8条に基づき外部監査の結果について別紙
のとおり報告いたします。

目 次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査テーマ	1
(2) 監査の対象期間	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の対象	2
5. 監査の方法	2
(1) 監査要点	2
(2) 実施した監査手続	2
6. 監査の実施期間	3
7. 監査実施者	4
8. 利害関係	4
第2 監査対象の概要	5
1. 市のまちづくりに関する基本構想	5
2. 市の行財政改革と補助金等	7
3. 予算編成と補助金等	9
4. 市の補助金等に関する規則等	11
(1) 補助金等について	11
(2) 補助金等の交付に関する規則について	12
(3) 市が事務局となっている実行委員会等の出納事務に関する取り扱いについて	13
5. 決算状況	14
(1) 市の決算状況	14
(2) 市の補助金等に関する決算状況	15
第3 監査の結果	17
1. 選定の視点	17
2. 監査の視点	28
3. 監査手続の流れ	29
4. 監査の結果（指摘）及び意見の概要	30
(1) 監査要点ごとの監査の結果（指摘）及び意見の件数	30
(2) 監査の結果（指摘）及び意見の項目と対象補助金等	32
(3) 補助金等に係る全庁横断的な観点からの監査の意見	39
5. 各補助金等の監査の結果及び意見	40
(1) 総務企画局の補助金等	40
ア. 財団法人北九州国際交流協会補助金	40
イ. 財団法人国際東アジア研究センター補助金	42

(2)	市民文化スポーツ局の補助金等	44
ア.	おさかなロードPR事業負担金	44
イ.	北九州自衛隊協力会補助金	48
ウ.	北九州人権擁護委員協議会補助金	50
エ.	平尾台ふゆはなび負担金	52
オ.	門司港クラフトデザイン協会負担金	54
カ.	各区文化祭補助金	56
キ.	北九州芸術祭事業補助金	60
ク.	ギラヴァンツ北九州支援事業補助金	62
ケ.	ギラヴァンツ北九州を支援する市民会議負担金	64
コ.	体育団体助成補助金	66
サ.	門司港レトロマラソン大会開催負担金	69
シ.	各地区交通安全協会補助金	71
(3)	保健福祉局の補助金等	74
ア.	敬老行事補助金	74
(4)	環境局の補助金等	76
ア.	環境モデル都市地域推進会議登録団体助成金	76
イ.	北九州市衛生総連合会補助金	78
ウ.	北九州市住宅用太陽光発電システム設置補助金	80
エ.	福岡水素エネルギー戦略会議負担金	82
オ.	財団法人北九州国際技術協力協会運営補助金	85
カ.	北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業補助金	88
(5)	産業経済局の補助金等	90
ア.	北九州市たばこ販売協同組合連合会事業補助金	90
イ.	社団法人北九州中小企業団体連合会事業補助金	92
ウ.	中小企業者支援事業補助金	94
エ.	中小企業優良従業員表彰事業補助金	96
オ.	中小企業振興事業補助金	98
カ.	北九州商工会議所福利厚生事業補助金	100
キ.	北九州貿易協会補助金	102
ク.	環境エレクトロニクス研究事業補助金	104
ケ.	福岡コンテンツ産業振興会議負担金	107
コ.	福岡ナノテク推進会議負担金	110
サ.	ロボット産業振興会議負担金	113
シ.	環境・エネルギー技術革新企業集積特別助成金	117
ス.	企業立地促進補助金	120
セ.	空洞化対策特別交付金	122

ソ.	国際物流特区企業集積特別助成金	126
タ.	関門海峡観光推進協議会負担金	129
チ.	北九州市にぎわいづくり懇話会補助金	132
ツ.	北九州ミュージックフェスタ開催負担金	136
テ.	サイクルツアー北九州負担金	140
ト.	「全国女性俳句大会 in 北九州」開催負担金	143
ナ.	福岡空港国際観光案内所運営協議会負担金	146
ニ.	門司港レトロ観光列車補助金	148
(6)	港湾空港局の補助金等	150
ア.	北九州空港アクセス推進協議会負担金	150
イ.	北九州空港国際航空貨物推進協議会負担金	153
(7)	消防局の補助金等	156
ア.	各区市民防災会連合会補助金	156
(8)	教育委員会の補助金等	158
ア.	小学校文化行事補助金・小学校体育行事補助金	158
イ.	中学文化行事補助金・中学体育行事補助金	161
ウ.	防犯ブザー購入事業補助金	164
エ.	補導対策事業補助金	166
オ.	北九州市PTA協議会補助金	168
6.	複数の所管部署・補助金等に関する監査の結果及び意見	171
(1)	社団法人北九州市観光協会関連の補助金等	171
ア.	北九州市観光協会祭り行事振興事業補助金	172
イ.	北九州市観光協会事業補助金	174
ウ.	観光マインド育成補助金	176
エ.	北九州市観光キャンペーン負担金	180
オ.	北九州市観光宣伝使節団負担金	182
カ.	北九州市国際観光推進協議会負担金	184
キ.	社団法人北九州市観光協会関連の補助金等に関する意見	186
(2)	福岡県観光関連団体に対する補助金等	188
ア.	福岡県観光推進協議会負担金	188
イ.	社団法人福岡県観光連盟負担金	189
ウ.	福岡県観光関連団体の補助金等に関する意見	190
(3)	公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等	192
ア.	産学官連携研究開発推進事業補助金	197
イ.	ベンチャー総合支援事業補助金	199
ウ.	先導的低炭素化技術拠点形成事業補助金	201
エ.	公益財団法人北九州産業学術推進機構補助金	203

オ.	北九州学術研究都市奨学金給付事業補助金	205
カ.	北九州学術研究都市留学生支援事業補助金	206
キ.	知的クラスター（第Ⅱ期）推進事業補助金	208
ク.	知的財産活用促進事業補助金	210
ケ.	海外連携プロジェクト助成金等事業補助金	212
コ.	新産業創出研究開発強化事業補助金	214
サ.	公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見	216
(4)	中小企業等の技術開発に対する補助金等	218
ア.	環境未来技術開発助成事業補助金	218
イ.	中小企業技術開発振興助成金	221
ウ.	中小企業等の技術開発に対する補助金等に関する意見	223
(5)	北九州市社会福祉協議会に対する補助金等	230
ア.	生活改善等資金貸付事業事務費補助金	233
イ.	ボランティア活動促進事業補助金	235
ウ.	民間社会福祉事業従事者共済事業補助金	237
エ.	社会福祉協議会補助金	239
オ.	地域福祉振興協会補助金	241
第4	補助金等に係る全庁的な観点からの意見	247
1.	意見の項目	247
(1)	補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について	
	(全庁・意見 - 1)	247
(2)	市が構成の一員である協議会等に対する負担金に係る全庁的な検討について	
	(全庁・意見 - 2)	247
(3)	地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方の検討について	
	(全庁・意見 - 3)	247
2.	補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について	247
(1)	現状及び課題	248
(2)	【提言】補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について	249
3.	市が構成の一員である協議会等に対する負担金に係る全庁的な検討の実施について	253
(1)	現状及び課題	253
(2)	【提言】市が構成の一員である協議会等に対する負担金に係る全庁的な検討について	254
4.	地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方の検討について	256
(1)	現状及び課題	256
(2)	【提言】地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方の検討について	260

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として平成23年度とし、必要と認めた場合、平成24年度及び平成22年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3. 特定の事件として選定した理由

地方自治体が事業を行う場合、産業の振興、文化芸術の振興、福祉の増進、環境の保全等各種施策の推進のため、個人や団体に対し負担金、補助及び交付金（以下「補助金等」という。）を支出することがある。

これらの補助金等は、地方自治法の規定に基づき、公益上の必要性が求められるほか、限られた財源の有効活用の面から、有効性や効率性を検証することが必要である。

また、補助金等は一度制度化されると既得権化されやすい性質をもつ。したがって、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化や景気の変動に伴い、住民や企業・団体等のニーズは刻々と変化していることから、不断の見直しを行うことも必要である。

北九州市（以下「市」という。）は、平成20年12月に策定した「基本構想・基本計画」において、都市のブランドとして「世界の環境首都」、「アジアの技術首都」の2つを掲げ、様々な先進的施策を実施している。これら先進的施策をはじめとする政策的な事業に人的資源（職員等）や財源を投資するためには、真に市が行うべき業務の選択と集中を行うとともに、これまでのやり方についても再考しながら限られた財源を配分することが必要である。

このようなことから、補助金等に関する財務事務の執行に関して、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4. 監査の対象

No	対象とした補助金等の所管部署	対象とした補助金等の件数及び金額	
1	総務企画局	4件	245百万円
2	市民文化スポーツ局	61件	957百万円
3	保健福祉局	20件	671百万円
4	環境局	20件	1,337百万円
5	産業経済局	87件	4,575百万円
6	港湾空港局	6件	390百万円
7	区役所	1件	6百万円
8	消防局	1件	6百万円
9	教育委員会	14件	63百万円
	合計	214件	8,254百万円

5. 監査の方法

(1) 監査要点

詳細は「第3 監査の結果 2. 監査の視点」に記載している。

① 事務手続の合规性

補助金等に関する財務事務が法令等に則り適正に行われているか。

② 必要性

現在の市を取り巻く環境を踏まえ、補助金等の内容が市民等のニーズに合致しているか。

③ 経済性、効率性及び有効性

市の全体最適の視点から、補助金等が有効な手段及び内容となっているか。また、事務の執行は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

④ その他

過去に実施された行政監査等の結果に係る措置等が周知徹底されているか。

(2) 実施した監査手続

① 市の各部署が交付している補助金等の概要を把握するために、所管部署の担当者への質問及び関連する文書の査閲を行った。

② 補助金等の交付に関する事務手続について、所管部署の担当者への質問及び交付申請・決定に関する文書等の査閲を行い、市の条例・規則・規程・交付要綱等への準拠性を検討した。

なお、市の外郭団体等へ補助金等を交付している場合、外郭団体等の担当者への質問及び関連する文書の査閲を行った。

6. 監査の実施期間

平成24年6月20日から平成25年2月8日まで

なお、所管部署又は外郭団体等における文書の査閲及び質問は、次のとおり実施している。

【文書査閲及び質問の実施状況】(所管部署)

実施期日(平成24年)	対象部局	対象課室
9月12日から13日	産業経済局	企業立地支援課
10月1日から3日、9日	市民文化スポーツ局	安全・安心課 区政課 地域振興課
10月4日から5日	区役所(小倉北区)	コミュニティ支援課 まちづくり整備課
	港湾空港局	空港企画室
10月9日から10日	環境局	業務課
10月9日から12日	保健福祉局	高齢者支援課 いのちをつなぐネットワーク 推進課 健康推進課
	教育委員会	生涯学習課
10月11日から12日	環境局	廃棄物対策室
10月15日から18日	市民文化スポーツ局	文化政策課 文化振興課 スポーツ振興課
10月18日	環境局	環境国際戦略課
10月22日から23日	産業経済局	貿易振興課 観光・コンベンション課
10月29日	産業経済局	中小企業振興課
10月30日から31日	産業経済局	新産業振興課
	総務企画局	国際政策課
11月5日から6日	環境局	環境学習課 環境未来都市推進室
11月12日から13日	教育委員会	指導企画課
11月15日から16日	区役所(小倉南区)	総務企画課 コミュニティ支援課
11月26日	消防局	警防課
	消防署(小倉北)	予防課

【文書査閲及び質問の実施状況】（外郭団体等）

実施期日（平成 24 年）	外郭団体等
10 月 19 日	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 公益財団法人北九州国際技術協力協会
10 月 24 日	公益財団法人西日本産業貿易コンベンション協会
11 月 1 日	公益財団法人北九州産業学術推進機構 公益財団法人北九州国際交流協会
11 月 2 日	公益財団法人国際東アジア研究センター
11 月 7 日	公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センター
11 月 29 日	株式会社北九州輸入促進センター

7. 監査実施者

包括外部監査人	丸 林 信 幸	公認会計士
補助者	青 野 弘	公認会計士
同	香 野 剛	公認会計士
同	米 本 昌 弘	公認会計士
同	松 尾 潤 一	特定社会保険労務士、行政実務経験者
同	橋 本 愛	公認会計士
同	奥 村 栄 隆	公認会計士
同	松 川 正 治	監査実務経験者
同	明 石 康 平	公認会計士試験合格者

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 市のまちづくりに関する基本構想

平成25年2月に市制50周年を迎えた市は、日本の工業化時代を牽引し産業の拡大に貢献してきた。その一方で公害などの問題に直面したことから、いち早く環境問題に取り組んできた。最近では少子高齢化に伴う人口減や産業構造の変化などの課題に直面している。

このため、市は、これらの課題に対応した新しいまちづくりを進めるべく、平成32年度に向けて市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランを策定している。

このプランでは、まちづくりの目標を実現するため、「1. 人づくり」、「2. 暮らしづくり」、「3. 産業づくり」及び「4. 都市づくり」の4つの基本方針に沿った取組を進めることとしている。

【「元気発進！北九州」プランにおけるまちづくりの目標】

まちづくりの目標	人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち
----------	--------------------------

【基本方針-まちづくりの基本的な考え方】

1. 人づくり—多様な人材が輝くまちをつくる—

まちづくりは人づくりという考えに立ち、あらゆる世代の人が能力を発揮できる環境を整え、まちが育んできた豊かな知恵や文化、技術などを後世に継承していきます。

未来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりに取り組みます。

子どもたちの学力や体力、豊かな心を育み、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境を整えます。あわせて、郷土を愛する人材を育成します。

文化や産業などの分野で新たな価値を創造し、発信するため、さまざまな技術や能力を持った幅広い人材が育ち、国内外から集まり、活躍できる環境づくりに取り組みます。

また、地域のさまざまな課題の解決に向けて、活躍をリードする人材を育成するとともに、NPOやボランティア、企業などの活動を支援します。

2. 暮らしづくり—質の高い暮らしができるまちをつくる—

市民一人ひとりが、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思える「暮らし」を実現します。

年齢や性別、障害の有無、国籍、社会的身分、門地などにかかわらず、すべての市民が人権を尊重される「人権文化のまちづくり」を推進します。

また、安全・安心で健康かつ快適な暮らしを実現するため、保健・医療・福祉を充実するとともに、人とのつながりや温かさを実感できる社会をめざし、地域コミュニティをより活性化します。

男女共同参画とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、多彩な生き方や働き方を選択できる環境を整えていきます。

地域の歴史や伝統を大切にし、あらゆる市民が互いの文化を認め合い、対等な立場でともに生きていける「多文化共生」のまちをつくります。

3. 産業づくり－元気で人が集まるまちをつくる－

ものづくり産業のさらなる飛躍とあわせて、サービス産業などの振興を図り、「産業」のすそ野を広げていきます。

知的基盤の充実や研究開発機能の強化などにより、付加価値の高いものづくり産業を実現し、国際競争力を強めます。

また、まちづくりと連携した商業や生活関連サービスの振興、新たなビジネスの創出など、地元中小企業の活性化を総合的に支援します。

農林水産業では、商業や工業等との連携によるブランドづくりなど、新たな切り口からの振興を図ります。

まちのにぎわいを創出し、関連する産業の振興を図るとともに、多彩な産業の振興により、若者や女性、中高年齢者などの就業機会を増やします。

4. 都市づくり－便利で快適なまちをつくる－

快適な市民の暮らしや活発な産業活動、人の交流を支える「都市」をつくります。

「街なか」への居住を中長期的に促進しながら、拠点地区の都市機能を強化し、暮らしやすく、にぎわいのあるまちを創出するとともに、本市独自の環境配慮型の都市づくりを進めます。

また、公園や市民センター、生活道路などの整備、公共交通の利用を中心とした交通ネットワークづくりを進めます。

国際物流拠点の形成をめざし、交通・物流ネットワークの強化や必要性の高い都市基盤の整備に取り組むとともに、地震や台風などの災害に強い都市づくりを進めていきます。

※出所 『元気発進！北九州』プラン 概要版

2. 市の行財政改革と補助金等

市は、まちづくりを行うに当たっては強い財政基盤が必要であるとの認識から、平成9年8月に「北九州市行財政改革大綱」を策定し、「削るべきところは削り、強めるところは強める」という基本姿勢のもと行財政改革に取り組んできた。その後、この改革は、「北九州市新行財政改革大綱」、「北九州市経営改革大綱」へ引き継がれ、現在は「北九州市経営プラン」として継続されている。

この「北九州市経営プラン」では、市が抱える課題を解決するために、「1. 持続可能で安定的な財政の確立」及び「2. 多様な行政需要に対応しうる行政体制の構築」を市政経営の基本戦略としており、これらを踏まえた下表の取組を行っている。

このプランに基づく毎年度の取組状況については、市の各所管部署が主体的に検討し、その取組内容を総務企画局行政経営室行政経営課が集約・整理し、「経営プラン取組結果」として公表することとなっている。

また、毎年度の取組項目を検討する際には、市全体として財政支出を抑える観点から、各部署が最適と判断した取組を検討し実行することとなっている。補助金等に関する取組の場合は、事務事業を行うに当たりその必要性を検討し、事務事業自体を行うか否か、事務事業を行う場合には補助金等を活用するか否かといった観点で検討されている。

【「北九州市経営プラン」の基本戦略と取組内容】

1. 持続可能で安定的な財政の確立
(1) 歳入の確保 ① 市税収入等の確保 ② 未利用資産の処分・活用 ③ 使用料・手数料の見直し ④ 国県補助金等の活用・確保 ⑤ 広告収入その他の収入の確保
(2) 歳出の見直し ① 職員数の削減と人件費総額の抑制 ② 事務事業の見直し ③ 投資的経費の抑制 ④ 一般会計と特別会計の負担区分の在り方を見直し ⑤ 外郭団体の経営改革の促進
2. 多様な行政需要に対応しうる行政体制の構築
(1) 公民パートナーシップの推進 ① 民営化・民間委託等の推進 ② 市民・NPO等との協働の推進

(2) 市民ニーズへの対応と「選択と集中」

- ① 市民参画を通じた市民ニーズの把握
- ② 区役所機能の見直し
- ③ 評価システムの活用

(3) 職員の育成と組織体制の確立

- ① 職員の意識改革と育成
- ② 能力主義・成績主義の徹底
- ③ 簡素で効率的な業務執行体制の確立

※出所「北九州市経営プラン」を参考に監査人作成

3. 予算編成と補助金等

予算編成過程では、通常、全庁的観点から歳出を必要なものに限定するため、財政局による予算査定が行われる。

市では、重点戦略経費については財政局が所管部署と協議し、裁量的経費については財政局が一定の上限額をあらかじめ設定し、その範囲内で各所管部署が予算案を策定することにより全体的な歳出のコントロールを行っている。

補助金等についてもこれらの経費と同様の扱いとなるため、実施する事業の政策性が高いか否かによって予算査定時の対応が異なることとなる。すなわち、補助金等が市の施策に関連する「重点戦略経費」として扱われれば、財政局との協議対象となるが、「裁量的経費」として扱われれば、あらかじめ定められた金額の範囲内で各所管部署が予算案を策定することとなる。

【経費区分の類型】

経費区分		主な事業
特別経費	重点戦略経費	「元気発進！北九州」プラン7つの分野別施策や「緑の成長戦略で、人にやさしく元気なまちづくり！」の5つの政策課題にかかる事業など、政策性の高い事業
	臨時等経費	一定規模以上の緊急を要する一時的な事業など
一般経費	義務的経費	法定扶助費、法令等や債務負担行為によるものなど義務的に必要な事業及び財政局が指定する事業
	裁量的経費	毎年度継続的に実施しているが、必ずしも義務的ではなく任意性の高い事業など

※出所 市提供資料「平成24年度予算編成要領について」から抜粋

なお、平成8年度に財政課長名で「補助金等の見直し及び執行の適正化について(通知)」が発出されており、これに基づき各所管部署では予算要求時に補助金等の必要性や有効性を検討することとなっている。一定の裁量を与えながらも各所管部署の自主的な見直し努力を求めている。ただし、これらについて検討した結果を全体としてフォローアップする仕組みはなく、各所管部署の自主的な取組に任されている。

【補助金等の見直しの視点】

	見直しの視点
1	目的・効果に、客観的合理性はあるか。
2	補助金等の交付が法令等に違反しているものはないか。
3	長期間にわたり惰性化し、既得権化していないか。
4	毎年漫然と補助金等の交付を受けており、事業効果を挙げる努力や自己財源の徴収等の努力を怠っているものはないか。
5	民間の自立、自助、受益の負担の関係は明確にされているか。
6	補助金等の交付の目的、条件等に従って適正に事業が遂行され、所期の効果を上げているか。
7	終期の設定、メニュー化、統合化等の合理化が検討され、実施されているか。
8	<p>小額の補助金等を多くの団体等に総花的に交付する結果、実質的な効果が上がっていないというようなことはないか。</p> <p>次のものについては、特に積極的に見直しを図ること。</p> <p>(1) 団体補助等については、補助等を受ける団体等の7年度決算に占める市補助金等の割合が5%未満のもの</p> <p>(2) 1件の補助金額が10万円未満のもの</p>

※出所「補助金等の見直し及び執行の適正化について(通知)平成8年別紙」から抜粋

4. 市の補助金等に関する規則等

(1) 補助金等について

補助金等は、市の予算書における節の区分「19 負担金、補助及び交付金」（北九州市予算規則第17条）から支出されるもので、市では「北九州市予算規則の施行細目の制定について」において次のように定めている。

この中で補助交付金のうち前段のものを「補助金」、後段のものを「交付金」ということもあり、実務上、「補助金」は「助成金」という名称で交付されることもある。

【「北九州市予算規則の施行細目の制定について」における補助金等の定義】

節	細節	説明
19 負担金、補助及び交付金	負担金	法令又は、契約に基づいて国又は他の地方公共団体に対して負担しなければならない経費、その他法令上市が分担金、負担金として支払義務を有するもの及び各種団体、協議会の経費の分担義務の履行もすべて含む。
	補助交付金(単独)	<ul style="list-style-type: none"> ・法第232条の2¹に規定する補助金であり、特定の事業や研究の遂行を育成、助長するために交付するもの、あるいは一定の行為、行為等の保護、奨励のため交付する経費で、補助交付金(補助)以外のもの ・法令又は条例等により団体又は組合等に対し、市の事務を委託(法令の規定又は私法上の委託契約による行政事務執行上の委託は含まない)している場合において、当該事務処理の報償として支出する経費で、補助交付金(補助)以外のもの
	補助交付金(補助)	国の補助を受けて市が行う補助交付金

※出所「北九州市予算規則の施行細目の制定について」

なお、これら補助金等の交付には「公益上必要がある場合」として公益性が求められている。公益性に関しても市の規則上、詳細に定義されたものはないが、公益性が求められる公益法人や特定非営利活動法人（NPO法人）の根拠法となる「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」や「特定非営利活動促進法」においては「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」と表現されている（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条、特定非営利活動促進法第2条）。

¹ 法232条の2：地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

(2) 補助金等の交付に関する規則について

市には補助金等を網羅的に把握する部署はなく、各所管部署がそれぞれの補助金等を把握管理している。

市における補助金等の基本的な取り扱いの規則としては、「北九州市補助金等交付規則」(以下「基本規則」という。)がある。基本規則には補助金等の手続に関する事項が定められており、その概要は次のとおりである。

基本規則は基本的な取り扱いにとどまるため、各所管部署において交付要綱を作成し、対象事業や対象経費の範囲などより詳細な内容を定め、これに基づき補助金等の交付手続を行っている。

【北九州市補助金等交付規則における補助金の交付手続に関する規定の抜粋】

関連する条項		規定されている内容
第1条	目的	補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。
第5条	交付申請	補助金等の交付の申請者は、申請書を市長に提出しなければならない。
第6条	交付決定	市長は、補助金等の交付の申請があったときは、申請に係る書類等の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令および予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的および内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定をする。
第15条	実績報告	補助事業者等は、補助事業等が完了したときは20日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。
第16条	額の確定	市長は、実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

※出所「北九州市補助金等交付規則」から抜粋

また、基本規則が適用されないものとして、基本規則第2条第1項に基づき「北九州市補助金等交付規則の適用を受けない支出金の指定」(以下「除外支出金指定」という。)を定めている。

この除外支出金指定には、「公共団体が主催する会議、行事等に対する北九州市又は北九州市の機関の共催負担金」、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」、「市の財産又は公の施設に関する工事の負担金」等が定められており、基本規則は適用されないこととされている。

(3) 市が事務局となっている実行委員会等の出納事務に関する取り扱いについて

補助金等については、原則として、外部の団体が事務局となり、補助金等の経理処理を行う。しかし、地域振興の観点から市が中心となって行う協議会等に関しては市役所内に事務局を設置し、市の職員が経理処理を行う場合がある。

この場合、市の経理とは別に市の職員が現金等を管理するため、私的流用などの不正の機会が生じる。市では、過去において私的流用等の不正や不適正な処理があったことから、市が事務局となっている実行委員会等の出納事務に関する取り扱いを定め、次のようなチェックを各職員が行うようにしている。

【事務局担当者が行う主なチェックの視点】

区分	チェックの視点	主なチェックポイント
内部統制	内部統制(チェック機能)の仕組みがあるか否か	実行委員会等の規約を定めているか、経理基準は定めているか
	内部統制(チェック機能)は有効に機能しているか	経理書類は整備されているか
現金管理	現金口座からの現金の無断引き出し等が可能な環境を作っていないか	現金及び預金通帳は鍵付金庫で保管しているかなど
出納事務 他	架空支出、水増し支出、一時借用、不正流用及び不正領得の可能性はないか	領収書は真正なものかなど

※出所「実行委員会等の経理、現金管理及び出納事務のチェックシート」から抜粋

5. 決算状況

(1) 市の決算状況

次の表は市における一般会計の決算状況である。5カ年の傾向としては、歳入面では、景気の悪化により「市税」が減少傾向にある中で、社会保障関連の財源措置が増加していることから「国庫支出金」や「県支出金」が増加傾向にある。また、国の地方交付税の交付財源不足の関係から、市は「地方交付税」の不足を補う財源として臨時財政対策債の発行を行っているため、「市債」が増加傾向にある。

一方、歳出面では、経営改善の取組による職員数の減少や退職手当の減少などにより「人件費」が減少している一方、子ども手当や生活保護費などの増加により「扶助費」が増加傾向にある。

このような増減がみられるが、全体としては、市は「北九州市経営プラン」を着実に実行しており、次表の【一般会計の収支状況】にあるように「単年度収支」は平成22年度から黒字化している。

【歳入の状況】

(単位：百万円)

款	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
市税	168,622	167,490	160,893	157,588	159,792
地方譲与税等	26,159	24,646	23,939	23,498	22,983
地方交付税	57,711	59,590	59,959	59,056	59,904
分担金及び負担金	5,717	5,627	5,851	5,659	5,809
使用料及び手数料	16,572	16,075	15,432	15,259	15,042
国庫支出金	59,460	63,425	96,371	84,346	85,909
県支出金	13,361	13,757	15,937	18,286	19,900
財産収入	3,212	4,032	4,554	3,155	4,557
寄附金	879	604	656	551	397
繰入金	13,376	16,154	14,381	7,444	4,197
繰越金	4,218	3,798	4,640	3,692	4,791
諸収入	74,698	73,709	74,322	87,437	76,398
市債	51,104	47,719	56,401	67,499	63,314
歳入計	495,095	496,632	533,344	533,477	522,999

※出所「市ホームページ」を参考に監査人作成（以下同じ）

【歳出の状況】

(単位：百万円)

区分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
人件費	71,534	71,518	71,317	71,238	69,744
扶助費	82,061	86,000	93,190	111,817	116,790
公債費	70,811	71,356	73,595	69,083	64,808
物件費	48,442	49,600	51,255	50,407	51,422
維持補修費	7,255	7,520	8,133	8,301	7,417
補助費等	31,524	32,023	47,812	31,229	30,683
繰出金	34,407	35,807	35,311	36,189	39,693
積立金	11,630	4,297	10,969	3,857	3,633
投資及び出資金	3,353	4,899	3,524	2,573	2,207
貸付金	54,926	57,084	60,787	71,203	61,936
普通建設事業費	75,344	71,881	73,540	72,528	70,177
災害復旧費	5	1	212	257	87
歳出計	491,296	491,991	529,651	528,686	518,602

【一般会計の収支状況】

(単位：百万円)

区分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
形式収支 ²	3,799	4,641	3,693	4,791	4,397
翌年度繰越財源	2,712	3,559	2,623	3,223	2,609
実質収支 ³	1,086	1,082	1,070	1,568	1,788
単年度収支 ⁴	△5	△4	△12	498	220

(2) 市の補助金等に関する決算状況

次の表は、市の一般会計の補助金等の支出額を款別に集計したものである。平成23年度では市の補助金等の一般会計歳出に占める割合は9.0%であり、ここ5年間は10%前後で推移している。全体としては横ばい傾向にあるが、その中で土木費は建設工事等の減少により減少傾向にある一方、平成20年度から開始した後期高齢者医療制度の影響で保健福祉費が増加傾向にあることが特徴的である。

² 形式収支：歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額。

³ 実質収支：形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。

⁴ 単年度収支：当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

また、緊急経済対策のため交付された定額給付金の給付費が計上された結果、平成21年度の「総務費」が多額となっていることや、PCB処理に係る微量PCB廃棄物処理施設整備事業補助金が計上されていることなどにより、平成23年度の「環境費」が前年度に比べ急増している点も特徴的である。

なお、「子育て日本一を実感できるまち」の実現に向け、市民のニーズに応じていくために、子どもや家庭の施策を専門的に行う「子ども家庭局」が平成19年度に新設されている。これに伴い、保健福祉局、教育委員会、総務市民局それぞれに計上されていた子育て等に関連する予算が平成20年度から「子ども家庭費」に計上されている。

「諸支出金」は主に下水道事業や病院事業など公営企業への補助金等である。

【一般会計における補助金等支出額】

(単位：百万円)

款	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
議会費	294	294	285	276	250
総務費	1,381	1,527	16,690	1,648	1,739
保健福祉費	5,562	12,114	13,338	14,620	16,612
子ども家庭費	-	1,910	2,520	2,569	2,265
環境費	596	577	497	572	1,606
労働費	230	146	126	196	120
農林水産業費	184	189	218	178	145
産業経済費	7,277	7,998	7,332	6,715	7,069
土木費	3,440	3,370	3,753	2,909	1,512
港湾費	3,726	3,569	4,832	3,003	2,371
建築行政費	929	613	708	765	510
消防費	155	161	148	134	187
教育費	1,796	1,857	1,842	1,979	2,070
災害復旧費	0	0	0	0	0
諸支出金	11,617	10,814	10,482	10,258	10,017
補助金等計(A)	37,192	45,146	62,778	45,830	46,481
一般会計歳出総額(B)	491,296	491,991	529,651	528,686	518,602
比率(A/B)	7.6%	9.2%	11.9%	8.7%	9.0%

※出所「平成23年度の主要施策の成果その他予算の執行実績説明書」中の「負担金補助及び交付金の支出状況」を参考に監査人作成

第3 監査の結果

1. 選定の視点

「第2 監査対象の概要 1. 市のまちづくりに関する基本構想」で述べたように、市はまちづくりの方針として4つの基本方針を掲げて補助金等を交付している。

このため、市の方針に適った有効性が高い補助金等の交付が行われているかを把握するため、政策性の高い事業に係る補助金等及び地域団体に対する補助金等を中心として監査対象を選定した。

また、外郭団体やそれに準ずる団体に対する補助金等については比較的交付額が多額であり恒常化しやすいことから、これらに対する運営費補助金等からも監査対象を選定した。これらに加え、過去、内部管理上の問題も生じていることから、市が事務局となって協議会等の事務をしている負担金等についても監査対象を選定した。

【監査対象選定の4つの視点】

- 政策性の高い事業に係る補助金等
- 地域団体に対する補助金等
- 外郭団体等に対する運営費補助金等
- 市役所内部に事務局がある協議会等に対する負担金等

監査対象の選定作業は、市において網羅的に補助金等を把握する部署がなく、また概要を把握できる一覧もないことから、次の方法で行った。

- ① 「平成22年度の主要施策の成果その他予算の執行実績説明書」中の「負担金補助及び交付金の支出状況」をもとに補助金等一覧を監査人が作成し、市の各部署に対して平成23年度の補助金等の所管部署、補助実績額、交付先の事務局等の記入を依頼した。
- ② 補助金等の名称、金額、事務局等の情報を参考に「選定の視点」に従って監査対象とする補助金等の所管部署を選定した。
- ③ 選定した部署に対して所管する補助金等の概要に関する資料の作成を事前に依頼し、補助金等の概要を理解した上で最終的な監査対象を選定した。

上記の結果、945件あった補助金等から214件が選定された。

選定した補助金等は次表のとおりである。

なお、表中の「指摘又は意見」の欄の『指』は監査の結果（指摘）を示し、『意』は意見のある補助金等を示している。

また、表中の「選定の視点」については、次の略称を用いている。

監査対象選定の視点	略称
政策性の高い事業に係る補助金等	政策
地域団体に対する補助金等	地域団体等
外郭団体等に対する運営費補助金等	外郭等
市役所内部に事務局がある協議会等に対する負担金等	事務局

【選定補助金等一覧】

(単位：円)

局	部／課 補助金等名称	H23 支出済額 (補助金一覧)	選定の視点	指摘 又は 意見
総務企画局	国際部／国際政策課			
	財団法人北九州国際交流協会補助金	56,241,552	外郭等	意
	財団法人国際東アジア研究センター補助金	167,852,439	外郭等	意
	財団法人自治体国際化協会団体割会費負担金	1,200,000	外郭等	
	財団法人自治体国際化協会負担金	20,000,000	外郭等	
市民文化スポーツ局	市民部／区政課			
	おさかなロードPR事業負担金	300,000	地域団体等	意
	折尾まつり実行委員会負担金	550,000	地域団体等	
	北方みらいづくり会議負担金	253,285	地域団体等	
	北九州自衛隊協力会補助金	1,200,000	地域団体等	意
	小倉イルミネーション実行委員会負担金	9,700,000	地域団体等	
	生涯学習フェスティバル負担金	300,000	地域団体等	
	小倉検察審査協会補助金	54,000	外郭等	
	北九州人権擁護委員協議会補助金	1,000,000	外郭等	意
	とばた菖蒲まつり負担金	4,000,000	地域団体等	
	平尾台クロスカントリー実行委員会負担金	2,200,000	事務局	
	平尾台ふゆはなび負担金	1,500,000	地域団体等	意
	堀川まちおこし実行委員会負担金	440,000	事務局	
	門司港クラフトデザイン協会負担金	1,979,727	政策	意
	門司港バナナ塾実行委員会事業負担金	25,000	地域団体等	
	八幡東田ウルトラ25時間駅伝大会実行委員会負担金	1,500,000	事務局	
	市民部／地域振興課			
	NPO公益活動支援事業	4,407,000	地域団体等	
	地域振興補助金	24,863,672	地域団体等	
	地域総括補助金	361,063,764	地域団体等	

局	部／課 補助金等名称	H23 支出済額 (補助金一覧)	選定の視点	指摘 又は 意見	
市民文化スポーツ局	つどいの家設置等補助金	2,804,387	地域団体等		
	つどいの家熱中症対策事業	2,732,225	地域団体等		
	まちづくりステップアップ事業	6,306,370	地域団体等		
	文化スポーツ部／文化政策課				
	各区文化祭補助金	8,400,000	地域団体等	指・意	
	北九州芸術祭事業補助金	2,700,000	地域団体等	意	
	北九州子ども劇場事業補助金	200,000	地域団体等		
	北九州ミュージックプロムナード補助金	7,500,000	地域団体等		
	芸術文化くじの持寄額に応じた分担金	7,396,000	政策		
	文化情報提供事業補助金	31,806,521	外郭等		
	門司港美術工芸研究所支援事業補助金	10,500,000	政策		
	北九州&アジア全国洋舞コンクール事業補助金	5,000,000	地域団体等		
	芸術文化事業負担金・補助金	16,994,772	政策		
	文化スポーツ部／文化振興課				
	北九州交響楽団年間事業補助金	2,000,000	外郭等		
	北九州国際音楽祭補助金	28,336,000	外郭等		
	北九州文化振興基金奨励事業補助金	9,710,000	地域団体等		
	九州芸術祭補助金	1,350,000	政策		
	九州交響楽団芸術文化活動運営事業補助金	10,000,000	政策		
	現代美術センター・CCA北九州事業補助金	60,193,570	政策		
	芸術文化活性化事業補助金	149,315,740	外郭等		
文化財保存修理補助金	5,746,000	政策			
文化財保存補助金	1,162,000	政策			
文化スポーツ部／スポーツ振興課					
北九州市長旗争奪西日本少年柔道大会負担金	1,500,000	事務局			
ギラヴァンツ北九州支援事業補助金	50,000,000	外郭等	意		
ギラヴァンツ北九州を支援する市民会議負担金	9,000,000	外郭等	意		
国際大会・全国大会スポーツ開催補助金	2,050,000	政策			
市長杯争奪レディース・スポーツフェスティバル負担金	2,500,000	事務局			
市民体育祭開催負担金	7,100,000	事務局			
スポーツ振興による青少年健全育成実行委員会負担金	7,000,000	外郭等			
全国高等学校選抜自転車競技大会実行委員会負担金	1,500,000	政策			
選手派遣補助金	9,161,137	政策			

局	部／課 補助金等名称	H23 支出済額 (補助金一覧)	選定の視点	指摘 又は 意見	
市民文化スポーツ局	選抜女子駅伝北九州大会開催負担金	20,000,000	政策		
	体育団体助成補助金	15,760,000	外郭等	意	
	地域体育振興補助金	1,604,000	地域団体等		
	門司港レトロマラソン大会開催負担金	1,000,000	事務局	意	
	安全・安心部／安全・安心課				
	各区交通安全推進協議会補助金	6,341,410	地域団体等		
	各地区交通安全協会補助金	1,710,000	地域団体等	意	
	交通遺児奨学金	1,708,000	地域団体等		
	市交通安全推進会議補助金	277,428	事務局		
	セイフティ・センター運営支援事業補助金	1,800,000	外郭等		
	犯罪被害者支援事業負担金	1,500,000	地域団体等		
	防犯活動支援補助金	5,700,000	地域団体等		
	防犯灯維持管理補助金	11,858,400	地域団体等		
	防犯灯設置補助金	12,750,370	地域団体等		
保健福祉局	地域支援部／高齢者支援課				
	敬老行事補助金	107,187,382	地域団体等	意	
	権利擁護・市民後見促進事業補助金	4,637,397	外郭等		
	高齢者の健康づくり支援事業補助金	1,264,287	地域団体等		
	すこやか住宅改造助成補助金	71,502,314	地域団体等		
	地域福祉権利擁護事業補助金	47,524,966	外郭等		
	年長者いこいの家運営補助金	1,020,000	地域団体等		
	年長者の生きがいと創造の事業補助金	16,937,000	地域団体等		
	老人クラブ助成金	12,620,880	地域団体等		
	老人クラブ連合会助成金	16,748,511	地域団体等		
	地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課				
	区民生委員児童委員協議会事務運営補助金	15,639,063	外郭等		
	社会福祉協議会補助金	231,584,914	外郭等	意	
	生活改善等資金貸付事業事務費補助金	501,000	外郭等	意	
	大都市施設協議会運営補助金	1,200,000	外郭等		
	地域福祉振興協会補助金	59,006,848	事務局	意	
保健・医療・福祉・地域連携システム推進事業補助金	8,866,117	外郭等			
ボランティア活動促進事業補助金	37,294,451	外郭等	意		
民間社会福祉事業従事者共済事業補助金	22,036,050	外郭等	意		

局	部／課 補助金等名称	H23 支出済額 (補助金一覧)	選定の視点	指摘 又は 意見
保健福祉局	民間社会福祉施設設備資金貸付事務費補助金	300,000	外郭等	
	民生委員・児童委員協議会補助金	12,567,050	外郭等	
	地域支援部／健康推進課			
	ふれあい昼食交流会支援事業補助金	3,147,420	地域団体等	
環境局	環境政策部／環境学習課			
	環境モデル都市地域推進会議登録団体助成金	1,755,000	政策	意
	北九州ESD協議会負担金	10,000,000	政策	
	北九州エコライフステージ開催負担金	16,397,208	政策	
	循環社会推進部／業務課			
	北九州市衛生総連合会補助金	22,000,000	地域団体等	意
	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	3,218,000	地域団体等	
	地域環境活動等支援事業補助金	10,350,000	地域団体等	
	環境未来都市推進室			
	エコテクノ2010開催事業補助金	2,000,000	外郭等	
	環境未来技術開発助成事業補助金	84,192,186	政策	指・意
	北九州市住宅用太陽光発電システム設置補助金	119,543,000	政策	意
	北九州市民間建築物屋上緑化補助金	2,000,000	政策	
	北九州市スマートコミュニティ創造事業実証事業費補助金	308,846,239	政策	
	北九州市電気自動車等導入及び充電インフラ整備事業補助金	7,707,000	政策	
	中小企業省エネ設備等導入促進事業補助金	46,423,000	政策	
	低炭素社会「見える化」推進事業補助金	17,700,000	政策	
	福岡水素エネルギー戦略会議負担金	5,000,000	政策	意
	環境国際戦略室／環境国際戦略課			
	OECDグリーンシティプログラム北九州チーム事業負担金	13,541,922	政策	
	財団法人北九州国際技術協力協会運営補助金	32,600,000	外郭等	意
	公益財団法人地球環境戦略研究機関北九州事業所運営補助金	25,112,010	外郭等	
	北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業補助金	8,871,000	政策	意

局	部／課 補助金等名称	H23 支出済額 (補助金一覧)	選定の視点	指摘 又は 意見
環境局	環境監視部／産業廃棄物対策室			
	微量PCB廃棄物処理施設整備事業補助金	600,000,000	政策	
産業経済局	地域産業振興部／中小企業振興課			
	ビジネスチャンス拡大支援事業補助金（巡回指導・マッチングコーディネート事業）	3,451,000	外郭等	
	ビジネスチャンス拡大支援事業補助金（大規模展示会等出展支援事業）	2,000,000	外郭等	
	ビジネスチャンス拡大支援事業補助金（販路拡大支援プロジェクト）	2,498,000	外郭等	
	がんばる！中小企業元気発進応援プロジェクト補助金	2,079,900	政策	
	北九州市たばこ販売協同組合連合会事業補助金	1,486,000	外郭等	意
	社団法人北九州中小企業団体連合会事業補助金	2,400,000	外郭等	意
	公益社団法人九州機械工業振興会技術者研修講習会補助金	919,000	外郭等	
	建設業総合対策事業補助金	4,853,000	政策	
	中小企業技術開発振興助成金	27,520,000	政策	意
	中小企業支援センター特定支援事業補助金	38,014,611	外郭等	
	中小企業者支援事業補助金	1,202,000	政策	意
	中小企業優良従業員表彰事業補助金	637,000	政策	意
	福岡県機械金属工業連合会北九州支部補助金	424,000	政策	
	中小企業振興事業補助金	1,719,000	政策	意
	北九州商工会議所福利厚生事業補助金	3,500,000	地域団体等	意
	地域産業振興部／貿易振興課			
	A I Mビルにぎわいイベント実行委員会負担金	292,433	事務局	
	北九州国際展示場施設整備負担金	33,581,625	外郭等	
	北九州貿易協会補助金	37,959,418	外郭等	意
	九州・国際テクノフェア 2011 負担金	4,040,000	外郭等	
	国際ビジネス拠点整備事業負担金	20,569,500	外郭等	
	J A P A Nブランド育成支援事業負担金	1,500,000	政策	
	台湾経済交流委員会負担金	678,589	事務局	
	西日本国際福祉機器展開催負担金	3,020,000	外郭等	
	日本貿易振興機構北九州貿易情報センター事業運営負担金	19,037,919	外郭等	

局	部／課 補助金等名称	H23 支出済額 (補助金一覧)	選定の視点	指摘 又は 意見	
産業 経済 局	東アジア経済・技術交流促進商談会開催負担金	549,978	事務局		
	福岡県海外企業誘致協議会負担金	1,000,000	政策		
	ふくおか産業技術振興展開催負担金	1,440,000	外郭等		
	Made in Japan Shop (北九州ギ ャラリー) 運営協議会負担金	5,000,000	政策		
	海外見本市等出展助成金	849,000	政策		
	北九州ベトナム協会訪問団参加費負担金	42,910	政策		
	九州経済国際化推進機構負担金	600,000	政策		
	ロシアNIS貿易会負担金	312,000	政策		
	新産業振興部／新産業振興課				
		海外連携プロジェクト助成等事業補助金	41,259,211	外郭等	意
		カーエレクトロニクス高度人材育成事業補助金	15,127,109	政策	
		環境エレクトロニクス研究事業補助金	24,031,918	政策	意
		北九州学術研究都市 10 周年記念事業実行委員会負 担金	5,000,000	外郭等	
		北九州学術研究都市奨学金給付事業補助金	12,000,000	外郭等	意
		北九州学術研究都市留学生支援事業補助金	2,140,153	外郭等	意
		公益財団法人北九州産業学術推進機構補助金	324,660,000	外郭等	意
		北九州地域産業人材育成フォーラム負担金	5,500,000	政策	
		北九州デジタルクリエイターコンテスト開催負担金	1,000,000	外郭等	
		九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事 業補助金	51,254,000	外郭等	
		健康生活支援サービスビジネスモデル創出事業助成金	2,272,000	政策	
		産学官連携研究開発推進事業補助金	85,877,775	外郭等	意
		情報産業振興事業補助金	70,142,396	外郭等	
		新産業創出研究開発強化事業補助金	89,148,444	政策	意
		先導的低炭素化技術拠点形成事業補助金	83,544,831	外郭等	意
		知的クラスター (第Ⅱ期) 推進事業補助金	30,782,087	外郭等	意
		知的財産活用促進事業補助金	8,270,065	外郭等	意
		一般社団法人福岡県発明協会事業費負担金	176,000	外郭等	
		福岡コンテンツ産業振興会議負担金	1,000,000	外郭等	意
		福岡先端システム LSI 開発拠点推進会議負担金	20,500,000	政策	
	福岡ナノテク推進会議負担金	6,000,000	政策	意	

局	部／課 補助金等名称	H23 支出済額 (補助金一覧)	選定の視点	指摘 又は 意見
産業 経済 局	ベンチャー総合支援事業補助金	22,096,092	外郭等	意
	ロボット産業振興会議負担金	6,209,189	外郭等	意
	企業立地支援部／企業立地支援課			
	環境・エネルギー技術革新企業集積特別助成金	74,383,000	政策	意
	環境にやさしい次世代自動車勉強会事業補助金	4,517,030	外郭等	
	企業立地促進補助金	131,420,000	政策	意
	空洞化対策特別交付金	19,500,000	政策	意
	国際物流特区企業集積特別助成金	3,004,555,000	政策	意
	中小企業自動車産業技術力向上・人材育成助成金事業補助金	4,450,020	外郭等	
	観光部／観光・コンベンション課			
	北九州市観光宣伝使節団負担金	1,000,000	外郭等	意
	観光マインド育成補助金	1,650,000	外郭等	意
	関門海峡観光推進協議会負担金	4,108,000	外郭等	意
	北九州市観光キャンペーン負担金	2,500,000	外郭等	意
	北九州市観光協会事業補助金	25,214,340	外郭等	意
	北九州市観光協会祭り行事振興事業補助金	14,880,000	外郭等	意
	北九州市にぎわいづくり懇話会補助金	13,484,000	事務局	意
	北九州スウィーツフェスティバル共催負担金	300,000	事務局	
	北九州地区観光協議会負担金	300,000	事務局	
	北九州ミュージックフェスタ開催負担金	2,500,000	事務局	意
	広報宣伝担当主任受入に伴う負担金	6,391,491	事務局	
	北九州市国際観光推進協議会負担金	4,750,000	外郭等	意
	小倉駅新幹線口地区振興連絡会負担金	100,000	政策	
	コンベンション開催助成金	51,650,000	外郭等	
	サイクルツアー北九州負担金	2,250,000	地域団体等	意
	「全国女性俳句大会 in 北九州」開催負担金	1,300,000	地域団体等	意
	西九州国際観光ルート協議会負担金	175,000	外郭等	
	北九州パラグライダー振興会負担金	600,000	外郭等	
	東アジア経済交流推進機構共同プロジェクト負担金	245,040	事務局	
	東・中九州観光ルート協議会負担金	1,000,000	外郭等	
	平尾台自然観察センター管理運営負担金	12,998,000	外郭等	
	福岡空港国際観光案内所運営協議会負担金	1,000,000	外郭等	意

局	部／課 補助金等名称	H23 支出済額 (補助金一覧)	選定の視点	指摘 又は 意見
産業経済局	福岡県観光推進協議会負担金	2,044,000	外郭等	意
	社団法人福岡県観光連盟負担金	340,000	外郭等	意
	門司港レトロ観光列車補助金	8,700,506	政策	意
	わっしょい百万夏まつり負担金	46,000,000	地域団体等	
港湾空港局	空港企画室			
	北九州空港アクセス推進協議会負担金	180,686,686	政策	意
	北九州空港国際航空貨物推進協議会負担金	11,880,000	政策	意
	北九州空港国際フォーラム実行委員会負担金	1,085,062	政策	
	北九州空港利用促進協議会負担金	125,488,000	政策	
	北九州空港利用促進連絡会負担金	56,494,249	政策	
	空港整備事業地元負担金	15,169,595	政策	
各区役所	各区役所／まちづくり整備課			
	公園愛護会助成金	6,760,409	地域団体等	
消防局	各消防署／各消防署予防課			
	各区市民防災会連合会補助金	6,700,000	地域団体等	意
教育委員会	指導部／指導企画課			
	教育研究団体育成補助金	3,769,500	地域団体等	
	自治体国際化協会等負担金	1,933,235	外郭等	
	小学校文化行事補助金・小学校体育行事補助金	2,845,350	地域団体等	意
	少年サポートチーム施設維持費負担金	143,103	地域団体等	
	人権教育実践研究助成金	999,778	地域団体等	
	中学校文化行事補助金・中学校体育行事補助金	8,998,444	地域団体等	意
	中学文化連盟派遣費補助金・中学体育連盟派遣費補助金	20,617,741	地域団体等	
	防犯ブザー購入事業補助金	1,710,960	地域団体等	意
	補導対策事業補助金	900,000	地域団体等	意
教育委員会	生涯学習部／生涯学習課			
	北九州市母の会連絡協議会補助金	300,000	地域団体等	
	北九州市PTA協議会補助金	1,600,000	地域団体等	意
	九州ブロックPTA研究大会北九州大会補助金	10,000,000	地域団体等	
	公民館類似施設運営費補助金	7,696,702	地域団体等	
公民館類似施設熱中症対策事業補助金	2,026,600	地域団体等		

また、選定した補助金等について、次の外郭団体に対し、補助金等の執行状況等を監査した。

【監査対象とした外郭団体】

外郭団体	局／部／課 補助金等	指摘 又は 意見
財団法人北九州市芸術文化 振興財団	市民文化スポーツ局／文化スポーツ部／文化政策課、文化振興課	
	文化情報提供事業補助金	
	芸術文化活性化事業補助金	
公益財団法人北九州国際技 術協力協会	環境局／環境国際戦略室／環境国際戦略課	
	公益財団法人北九州国際技術協力協会運営補助金	
公益財団法人西日本産業貿 易コンベンション協会	環境局／環境未来都市推進室	
	エコテクノ 2010 開催事業補助金	
	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課	
	コンベンション開催助成金	
公益財団法人北九州産業学 術推進機構	産業経済局／地域産業振興課／中小企業振興課	
	ビジネスチャンス拡大支援事業補助金	
	中小企業支援センター経営支援事業補助金	
	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課	
	産学官連携研究開発推進事業補助金	
	ベンチャー総合支援事業補助金	
	半導体産業振興事業補助金	
	ロボット産業振興事業補助金	
	カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業補助金	
	先導的低炭素化技術拠点形成事業補助金	
	公益財団法人北九州産業学術推進機構補助金	
	知的クラスター（第Ⅱ期）推進事業補助金	
	知的財産活用促進事業補助金	
	海外連携プロジェクト助成等事業補助金	
	新産業創出研究開発強化事業補助金	
	重点産業振興事業負担金等	
	産業経済局／企業立地支援部／企業立地支援課	
	自動車産業振興事業助成金	
	環境にやさしい次世代自動車勉強会事業補助金	

外郭団体	局／部／課 補助金等	指摘 又は 意見
公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センター	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課	
	情報産業振興事業補助金	
	九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事業補助金	
公益財団法人北九州国際交流協会	総務企画局／国際部／国際政策課	
	公益財団法人北九州国際交流協会補助金	
公益財団法人国際東アジア研究センター	総務企画局／国際部／国際政策課	
	公益財団法人国際東アジア研究センター補助金	
	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課 先端パワーデバイス拠点化推進事業補助金	
株式会社北九州輸入促進センター	産業経済局／地域産業振興部／貿易振興課	
	北九州国際展示場施設整備負担金	
	国際ビジネス拠点整備事業負担金	

2. 監査の視点

補助金等の監査を行うに当たっては、次のとおり監査要点を定め監査を行った。

(1) 【合規性】 補助金等に関する財務事務が法令等に則り適正に行われているか。

- 財務事務を行う根拠となる規則、交付要綱等（以下「根拠規則等」という。）が整備されているか。
- 根拠規則等が現在の市を取り巻く環境に応じたものとなっているか。
- 補助金等の対象となる事業経費の範囲が規則等で明確になっているか。
- 根拠規則等に沿った交付手続がなされているか。
- 補助対象事業以外の経費に補助金等が流用されていないか。

(2) 【必要性】 現在の市を取り巻く環境を踏まえ、補助金等の内容が市民等のニーズに合致しているか。

- 補助金等制度を新設する場合、必要性が適切に検討されているか。
- 補助金等の目的が明確に定められているか。
- 毎年度継続している補助金等の終期が定められているか。
- 終期が定められていない場合、補助金等制度を継続する必要性が検討されているか。
- 特定の団体の維持や支援、市退職者の人件費補てんなどを目的とした補助金等はないか。

(3) 【経済性、効率性及び有効性】 市の全体最適の視点から、有効な手段及び内容となっているか。また、事務の執行は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

- 各部署で整備された補助金等が市全体の政策等の観点から有効なものとなっているか。
- 補助金等に関する有効性や達成度が適切に把握されているか。
- 市全体で補助金等制度に関する情報を共有し、全体最適の視点から検討されているか。
- 補助金等制度の内容、実績、効果等について市外部へ適切に公表されているか。
- 補助金等の交付事務に非効率な点はないか。
- 市が事務局を行う補助金等の場合、補助事業の経済性などを検討するうえで市職員の事務コストが考慮されているか。
- 黒字団体であるにもかかわらず、運営費補助を交付されている団体はないか。

(4) 【その他】 過去に実施された行政監査、財政援助団体等監査、出資団体監査、定期監査及び包括外部監査等の結果に係る措置等が周知徹底されているか。

- 過去の発見事項と同様の不備事項がないか。

3. 監査手続の流れ

監査の実施に当たっては、次の手順で監査を行った。

- ① 監査対象とした補助金等に関する概要を把握するため、補助金等の各所管部署に対して概要を整理した資料を事前に作成依頼して入手した。
- ② 補助金等に関する規則、交付要綱等（以下「根拠規則等」という。）を閲覧した。
- ③ 補助金等の申請から交付に至る一連の手続が根拠規則等に準拠しているか検討するため、関連する書類を閲覧した。なお、外郭団体等に対して交付している場合には、必要に応じて外郭団体等を訪問し、外郭団体等が交付された補助金等を適切に使用し報告しているか検討するため、実績報告に関する書類や、執行した伝票類を閲覧した。
- ④ 市及び外郭団体等に事務局がある協議会等に対する負担金については、出納事務が適切に行われているか、帳票等を閲覧した。
- ⑤ 補助金等の概要を把握し、「2. 監査の視点」の監査要点について検討するため、所管部署及び外郭団体等の担当者に質問した。

4. 監査の結果（指摘）及び意見の概要

「2. 監査の視点」に基づいて実施した監査結果及び意見の概要は次のとおりである。なお、詳細については、次の「5. 各補助金等の監査の結果及び意見」及び「6. 複数の所管部署・補助金等に関する監査の結果及び意見」で述べる。

また、補助金等に係る全庁的な課題に対する意見を「第4 補助金等に係る全庁的な観点からの意見」において、3項目述べる。

なお、「監査の結果」は、主として合规性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性並びに経済性、効率性及び有効性（以下「有効性等」という。）の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

（1）監査要点ごとの監査の結果（指摘）及び意見の件数

監査要点ごとの監査の結果（指摘）及び意見の件数は次のとおりである。

【「各補助金等の監査の結果（指摘）及び意見」の件数】

対象局	合规性	必要性	有効性等	その他	合計
総務企画局	2				— 意見 2 件
市民文化スポーツ局	1 (1)				指摘 1 件 (1)
	10 (5)	2 (1)	3 (—)		意見 15 件 (6)
保健福祉局		1			— 意見 1 件
環境局	2	2	2		— 意見 6 件
産業経済局	15		9		— 意見 24 件
港湾空港局	1		1		— 意見 2 件
消防局			1 (1)		— 意見 1 件 (1)
教育委員会	2		4		— 意見 6 件
合 計	指摘 1 件	—	—	—	指摘 1 件
	意見 32 件	意見 5 件	意見 20 件	—	意見 57 件

※カッコ内の数字は、各区役所において執行した補助金等に係る件数で内数。

【「複数の所管部署・補助金等に関する監査の結果及び意見」の件数】

補助金等	合規性	必要性	有効性等	その他	合計
社団法人北九州市観光協会関連の補助金等					—
	3		8		意見 11 件
福岡県観光関連団体に対する補助金等					—
		2			意見 2 件
公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等					—
	10	1	10		意見 21 件
中小企業等の技術開発に対する補助金等	1				指摘 1 件
			2		意見 2 件
北九州市社会福祉協議会に対する補助金等					—
	4	2	1		意見 7 件
合 計	指摘 1 件	—	—	—	指摘 1 件
	意見 17 件	意見 5 件	意見 21 件	—	意見 43 件

「第 4 補助金等に係る全庁的な観点からの意見」における意見数 …………… 意見 3 件
 (全庁・意見 - 1 から全庁・意見 - 3)

合計	指摘 2 件
	意見 103 件

(2) 監査の結果（指摘）及び意見の項目と対象補助金等

監査の結果（指摘）及び意見の項目と対象補助金等は次の表のとおりである。

【「各補助金等の監査の結果（指摘）及び意見」の項目】

対象局（頁）	監査の結果（指摘）及び意見の項目		本文中の見出し
総務企画局 (40)	(意見)	補助金交付要綱の作成・整備について（新規性）	ア、イ
市民文化スポーツ局 (44)	(指摘)	変更承認申請手続の未実施について（新規性）	カ（指）
	(意見)	補助金交付要綱の作成・整備について（新規性）	イ、ウ、ク、コ
		補助金等交付規則の適用について（新規性）	ア①
		交付要綱等における不明確な規定の見直しについて（新規性）	カ①、キ②
		負担先の決算内容の適切な審査について（新規性）	ア②
		実績報告等の適切な審査について（新規性）	オ、カ②
		各地区交通安全協会に対する補助金の必要性について（必要性）	シ
		指定管理者アイデア活用制度の利用について（必要性）	エ
		経費の執行が事業年度終了直前に集中した場合の適切な審査について（有効性等）	ケ
		長期継続補助金の見直しについて（有効性等）	キ①
負担金対象事業の実施主体の検討について（有効性等）	サ		
保健福祉局 (74)	(意見)	補助対象者等の見直しについて（必要性）	ア
環境局 (76)	(意見)	補助金交付要綱の作成・整備について（新規性）	イ
		補助対象活動の変更に伴う変更承認申請手続の実施の必要性の有無について（新規性）	ア
		運営費補助の必要性の検討について（必要性）	オ
		負担金額決定に関する書類の保存について（必要性）	エ
		財産の取得が補助対象期間終了直前に行われた場合の適切な審査について（有効性等）	カ
		市の事務負担の軽減策の検討について（有効性等）	ウ

対象局（頁）	監査の結果（指摘）及び意見の項目		本文中の見出し
産業経済局 (90)	(意見)	補助金交付要綱の作成・整備について（新規性）	ア、イ、ウ、 エ、オ、カ、 キ
		補助金等交付規則の適用について（新規性）	ツ、テ、ト
		懇話会が実施する補助事業の審査について（新規性）	チ②
		負担先の詳細な支出状況の把握について（新規性）	ケ、コ、サ、
		実績報告等の適切な審査について（新規性）	ニ
		類似する他の補助金等との整理・統合の検討について（有効性等）	セ②
		繰越金の精算又は負担金額の見直しについて（有効性等）	タ、ナ
		繰越金の精算又は補助金額の見直しについて（有効性等）	チ①
		補助目的を達成できる体制の検討について（有効性等）	ク
		補助金の交付決定手続及び補助金額の確定手続の効率化について（有効性等）	シ、ス、 セ①、ソ、
港湾空港局 (150)	(意見)	補助金等交付規則の適用について（新規性）	ア
		繰越金の精算の検討について（有効性等）	イ
消防局 (156)	(意見)	経費の執行が補助対象期間終了直前に集中した場合の適切な審査について（有効性等）	ア
教育委員会 (158)	(意見)	実績報告等の適切な審査について（新規性）	オ
		小学校体育連盟事業報告書の記載内容の見直しについて（新規性）	ア①
		予算額と決算額の一致原因の確認について（有効性等）	ア②、イ、 エ
		防犯ブザーの所持率の把握について（有効性等）	ウ

【「複数の所管部署・補助金等に関する監査の結果（指摘）及び意見」の項目】

補助金等（頁）		監査の結果（指摘）及び意見の項目	本文中の見出し
社団法人北九州市観光協会関連の補助金等（171）	（意見）	補助金交付要綱の作成・整備について（合规性）	イ、ウ （キ②に記載）
		補助対象経費の適切な算定について（合规性）	イ
		補助金等の整理統合の検討について（有効性等）	ア、イ、ウ、エ、オ、カ （キ①に記載）
		補助金取扱要領の見直しについて（有効性等）	ア
		補助事業の実施により収入が生じた場合の補助金額の見直しについて（有効性等）	ウ
福岡県観光関連団体に対する補助金等（188）	（意見）	同種団体への補助金等の必要性の検討について（必要性）	ア、イ （ウに記載）
公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等（192）	（意見）	補助金ごとの交付要綱の整備について（合规性）	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ （サ①に記載）
		共同研究ラボ助成における稼働率の低い助成対象オフィスに対する補助の必要性について（必要性）	ケ
		補助金の整理統合の検討について（有効性等）	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ （サ②に記載）
中小企業等の技術開発に対する補助金等（218）	（指摘）	変更承認申請手続の未実施について（合规性）	ア（指）
	（意見）	他の補助金との統合又はすみ分け並びに制度運用に係る窓口及び審査機関の一元化等の検討について（有効性等）	ア、イ （ウに記載）

補助金等(頁)		監査の結果(指摘)及び意見の項目	本文中の見出し
北九州市社会福祉協議会に対する補助金等(230)	(意見)	補助金交付要綱の作成・整備について(新規性)	ア①、イ、ウ、エ①
		補助金の必要性の検討について(必要性)	ア②
		運営費補助の必要性の検討について(必要性)	エ②
		社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に対する補助金の集約について(有効性等)	オ

これらの監査の結果(指摘)及び意見の項目を監査の視点別に整理したものが次の表である。

なお、表中の「対象補助金等」については、報告書の記載箇所に応じて次の略称を用いている。

対象局等の名称	略称
各補助金等の監査の結果及び意見	
総務企画局	総務
市民文化スポーツ局	市民
保健福祉局	保健
環境局	環境
産業経済局	産業
港湾空港局	港湾
消防局	消防
教育委員会	教育
複数の所管部署・補助金等に関する監査の結果及び意見	
社団法人北九州市観光協会関連の補助金等	市観光
福岡県観光関連団体に対する補助金等	県観光
公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等	学術
中小企業等の技術開発に対する補助金等	技術
北九州市社会福祉協議会に対する補助金等	市社協

【監査の視点別監査の結果（指摘）及び意見の項目】

監査の視点	監査の結果（指摘）及び意見の項目	対象補助金等(頁)
<p>法規性</p>	<p>規則、要綱等の整備、適用等に関するもの</p>	
	<p>(意見) 補助金交付要綱の作成・整備について</p>	<p>総務-ア(41)、イ(43) 市民-イ(49)、ウ(51)、 ク(63)、コ(67) 環境-イ(79) 産業-ア(91)、イ(93)、 ウ(95)、エ(97)、 オ(99)、カ(101)、 キ(103) 市観光-イ、ウ (キ②(187)に記載) 市社協-ア①(234)、イ (236)、ウ(238)、 エ①(240)</p>
	<p>(意見) 補助金ごとの交付要綱の整備について</p>	<p>学術-ア、イ、ウ、エ、オ、 カ、キ、ク、ケ、コ (サ①(216)に記載)</p>
	<p>(意見) 補助金等交付規則の適用について</p>	<p>市民-ア①(46) 産業-ツ(138)、テ(141)、 ト(144) 港湾-ア(152)</p>
	<p>(意見) 交付要綱等における不明確な規定の見直しについて</p>	<p>市民-カ①(58)、キ②(61)</p>
	<p>補助金等の申請・審査に関するもの</p>	
	<p>(指摘) 変更承認申請手続の未実施について</p>	<p>市民-カ(指)(57) 技術-ア(219)</p>
	<p>(意見) 補助対象活動の変更に伴う変更承認申請手続の実施の必要性の有無について</p>	<p>環境-ア(77)</p>
	<p>(意見) 懇話会が実施する補助事業の審査について</p>	<p>産業-チ②(134)</p>
	<p>(意見) 補助対象経費の適切な算定について</p>	<p>市観光-イ(175)</p>
	<p>補助金等の実績報告書等の審査に関するもの</p>	
<p>(意見) 負担先の決算内容の適切な審査について</p>	<p>市民-ア②(47)</p>	

監査の視点	監査の結果（指摘）及び意見の項目	対象補助金等(頁)
法規性	(意見)負担先の詳細な支出状況の把握について	産業-ケ(108)、コ(111)、サ(115)
	(意見)実績報告等の適切な審査について	市民-オ(55)、カ②(58) 産業-ニ(149) 教育-オ(169)
	(意見)小学校体育連盟事業報告書の記載内容の見直しについて	教育-ア①(159)
必要性	補助金等の必要性に関するもの	
	(意見)各地区交通安全協会に対する補助金の必要性について	市民-シ(72)
	(意見)共同研究ラボ助成における稼働率の低い助成対象オフィスに対する補助の必要性について	学術-ケ(213)
	(意見)運営費補助の必要性の検討について	環境-オ(86) 市社協-エ②(240)
	(意見)同種団体への補助金等の必要性の検討について	県観光-ア、イ (ウ(190)に記載)
	(意見)補助金の必要性の検討について	市社協-ア②(234)
	その他	
	(意見)指定管理者アイデア活用制度の利用について	市民-エ(53)
(意見)補助対象者等の見直しについて	保健-ア(75)	
(意見)負担金額決定に関する書類の保存について	環境-エ(83)	
有効性等	補助金等の整理・統合等に関するもの	
	(意見)類似する他の補助金等との整理・統合の検討について	産業-セ②(124)
	(意見)補助金等の整理統合の検討について	市観光-ア、イ、ウ、エ、オ、カ (キ①(186)に記載)
(意見)補助金の整理統合の検討について	学術-ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ (サ②(216)に記載)	

監査の 視点	監査の結果（指摘）及び意見の項目	対象補助金等(頁)
有効性 等	(意見)他の補助金との統合又はすみ分け並びに制度運用に係る窓口及び審査機関の一元化等の検討について	技術-ア、イ (ウ(223)に記載)
	(意見)社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に対する補助金の集約について	市社協-オ(245)
	繰越金の精算に関するもの	
	(意見)繰越金の精算又は負担金額の見直しについて	産業-タ(130)、ナ(147)
	(意見)繰越金の精算又は補助金額の見直しについて	産業-チ①(133)
	(意見)繰越金の精算の検討について	港湾-イ(154)
	その他	
	(意見)経費の執行が事業年度終了直前に集中した場合の適切な審査について	市民-ケ(65)
	(意見)経費の執行が補助対象期間終了直前に集中した場合の適切な審査について	消防-ア(157)
	(意見)財産の取得が補助対象期間終了直前に行われた場合の適切な審査について	環境-カ(89)
	(意見)長期継続補助金の見直しについて	市民-キ①(61)
	(意見)負担金対象事業の実施主体の検討について	市民-サ(70)
	(意見)市の事務負担の軽減策の検討について	環境-ウ(81)
	(意見)補助目的を達成できる体制の検討について	産業-ク(106)
	(意見)補助金の交付決定手続及び補助金額の確定手続の効率化について	産業-シ(119)、ス(121)、 セ①(123)、ソ(128)
	(意見)予算額と決算額の一致原因の確認について	教育-ア②(160)、イ(163)、 エ(167)
(意見)防犯ブザーの所持率の把握について	教育-ウ(165)	
(意見)補助金取扱要領の見直しについて	市観光-ア(173)	
(意見)補助事業の実施により収入が生じた場合の補助金額の見直しについて	市観光-ウ(178)	
その他	該当なし	該当なし

(3) 補助金等に係る全庁横断的な観点からの監査の意見

全庁横断的な観点からの監査の意見の項目は次のとおりである。

「第4 補助金等に係る全庁的な観点からの意見 2. 補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について」以降に詳細に述べるので、今後の行政運営のために有効活用していただきたい。

1. 補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について
(全庁・意見－1)
2. 市が構成の一員である協議会等に対する負担金に係る全庁的な検討について
(全庁・意見－2)
3. 地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方の検討について
(全庁・意見－3)

5. 各補助金等の監査の結果及び意見

(1) 総務企画局の補助金等

ア. 財団法人北九州国際交流協会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	総務企画局／国際部／国際政策課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	北九州市及び周辺地域において、この地域の歴史、文化、その他の特性を生かし、幅広い市民による国際交流を推進することにより、相互理解と友好親善を深め、国際平和に貢献することを目的としている公益財団法人北九州国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）が行う事業を支援することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	国際交流協会では、「異なるものを理解、尊重し、ともに生きる人・社会づくりを目指して」の基本方針のもと、① 外国人市民の支援、② 市民による国際交流の推進・支援の2つの分野における事業を実施している。
交 付 先	公益財団法人北九州国際交流協会
補 助 開 始 年 度	平成元年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	66,898	61,641	57,357	56,187	56,241
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	66,898	61,641	57,357	56,187	56,241
対象事業費	186,398	178,540	72,750	73,998	73,175
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

国際交流協会は、市民が主体となった幅広い国際交流を推進することにより、相互理解と友好親善に貢献することを目的として、平成2年に設立された。

設立当初は地域の国際化の推進がメインテーマであったが、北九州市に在住する外国人の増加を踏まえ、近年では多文化共生の社会づくりに寄与する活動が中心となっている。

平成 24 年 10 月から公益財団法人に移行しているが、新しい定款では、法人の目的を「北九州市及び周辺地域における多文化共生の社会づくりを推進するとともに、幅広い市民による国際交流活動を促進して諸外国との相互理解と友好親善を深め、もって国際平和に寄与する開かれたまちづくりに貢献することを目的とする」として、多文化共生の視点が盛り込まれている。

市からの補助金の額については、平成 20 年 5 月に策定された「北九州市外郭団体経営改革プラン」に基づいて、自立した運営体制の確立を目指し、毎年削減されている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ウ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性―意見）総務-ア

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

イ. 財団法人国際東アジア研究センター補助金

(7) 概要

所 管 部 署	総務企画局／国際部／国際政策課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	東アジアの経済・社会に関する調査・研究を行うとともに、国際的な学術交流を促進することにより、学術研究の発展に寄与し、国際社会及び地域社会への貢献を目的としている公益財団法人国際東アジア研究センター（以下「東アジア研究センター」という。）が行う事業を支援することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	東アジア研究センターが実施する東アジアの経済・社会等に関する調査・研究及びその成果の刊行、セミナー・研究会、市民向け講座等の開催、国内・海外の研究機関、教育機関との研究協力・連携の推進などを行っている。
交 付 先	公益財団法人国際東アジア研究センター
補 助 開 始 年 度	平成元年度から

(4) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	232,618	225,600	209,934	164,053	167,852
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	232,618	225,600	209,934	164,053	167,852
対象事業費	271,891	255,075	242,351	210,084	224,924
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(5) 補助金等の設置の背景

東アジア研究センターは、東アジアの発展にかかわる問題への知識と理解を深めることに貢献し、国際協力を促進することを目的として、平成元年に設立された。

平成 20 年度に策定された中期計画では、地元である北九州市への貢献も必要であるという観点から「地域社会への貢献」も基本理念として加えられている。当該中期計画に基づき、平成 23 年度は、「東アジアの社会・経済」、「環境政策と地域経営」、「産業政策と物流ロジスティクス」の 3 分野を中心に、調査・研究を実施している。

市からの補助金の額については、平成 20 年 5 月に策定された「北九州市外郭団体経営改革プラン」に基づいて、自立した高度な調査・研究機関としての経営基盤の確立を目指し、毎年削減されている。

なお、平成 24 年 4 月 1 日付で、公益財団法人へ移行している。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性－意見）総務-イ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

(2) 市民文化スポーツ局の補助金等

ア. おさかなロードPR事業負担金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／市民部／区政課 (若松区役所総務企画課)
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	若松西部地区の観光資源である「豊かな海がもたらす魚貝類」「大地が育んだ新鮮な野菜」「自然や動物たちとのふれあい」や「地産地消の食事処」をテーマに、楽しみ方や過ごし方などを提案し、地域の魅力を市内外にPRすることによって、当地区の活性化及び新たな賑わいを呼び起こすことを目的とする。
事 業 概 要	若松北海岸の山海の幸、温泉、飲食店、エコタウン等を農漁業の体験型バスツアーによりPRするバスハイク(バスツアー)、ひびきヤリ坊、鯖の押し寿司、若松キャベツの押し寿司等おさかなロード名物料理の振舞いによりPRする農商工マッチングフェア、あじさい祭り、若松みなと祭り、北九州市農林水産祭りにおけるパンフレット配布を行っている。
負 担 先	おさかなロードPR実行委員会 (事務局：割烹旅館かねやす)
開 始 年 度	平成 20 年度から (区政振興費) 平成 22 年度から (区の新たな魅力づくり事業)

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	—	700	—	300	300

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	—	770	—	457	871
支 出 合 計	—	770	—	457	871
収 支 差 額	—	—	—	—	—

(イ) 負担金の設置の背景

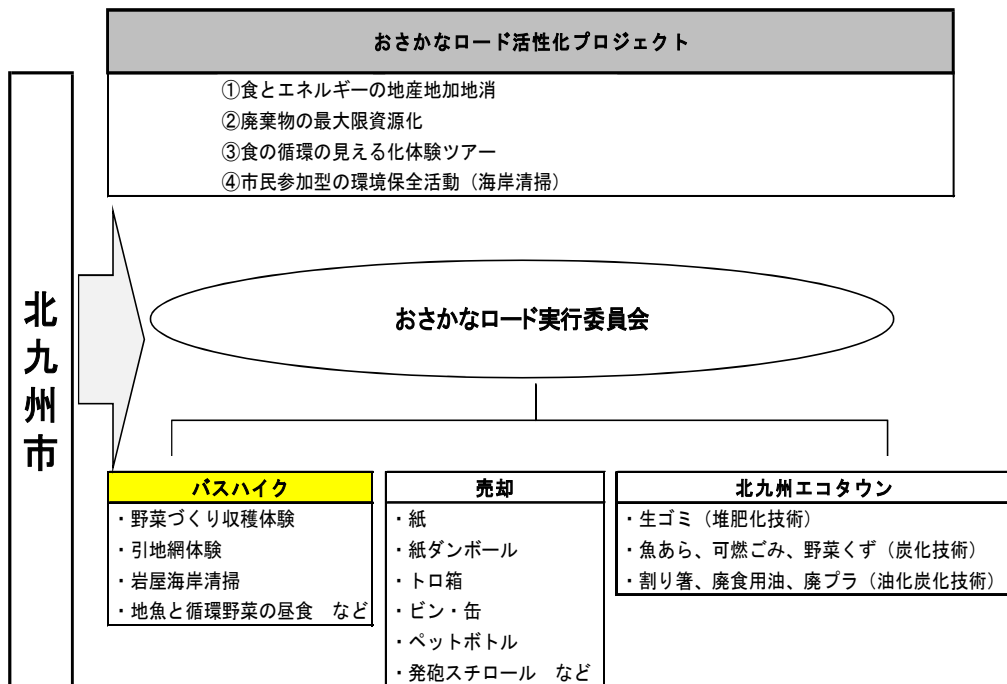
市は、当該地区の活性化及び新たな賑わいを呼び起こすことを目的として、「おさかなロードPR実行委員会」に負担金を支出しており、本負担金は主にバスハイク事業に充てられている。

「おさかなロード」とは、市若松区の国道495号線の脇田から有毛間の旅館、割烹、レストラン、体験農場等が集まっている地区のことをいう。平成20年度に、当該地区の旅館、ホテル、漁協、JA、若松区総務企画課及び地元の農家が加入して「おさかなロードPR実行委員会」を設立し、① 食とエネルギーの地産地加地消、② 廃棄物の最大限資源化、③ 食の循環の見える化体験ツアー、④ 市民参加型の環境保全活動（海岸清掃）といった、おさかなロードの活性化プロジェクトを行っている。

市は、平成23年度に、総事業費871千円のうち300千円の負担金を支出しており、残額は参加者会費によって賄われている。

負担先の活動は平成24年度も継続しているが、市の負担金支出は一定の成果が出たことを理由に、平成23年度をもって終了している。

【おさかなロード実行委員会の事業内容】



※矢印は、負担金の支出を意味している。

※出所「楽しい株式会社 はちどり通心（信）」ホームページを参考に監査人作成

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 補助金等交付規則の適用について（合規性—意見）市民-ア①

市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出しているが、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。しかし、実質的には事業に対する助成（補助）としての性格が強いことから、本負担金は補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

〈内容〉

市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出している。

本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。

平成 23 年度の決算書は次のとおりである。収入をみると、市負担金のほかは、参加者からの参加費となっており、他の構成メンバーからの負担金はない。

すなわち、実質的には、事業実施に必要な経費のうち、バスツアー参加者からの負担金で賄えない経費を市が負担する形となっており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。

したがって、補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

【平成 23 年度決算書】

(単位：円)

項目		金額
収入	バスツアー参加者会費	571,500
	市負担金	300,000
	計	871,500
支出	バスツアー（バス貸切代）	188,600
	バスツアー（参加者体験等費用）	181,100
	バスツアー（参加者昼食代）	366,000
	バスツアー（チラシ等印刷代）	31,500
	農商工マッチングフェア	29,800
	次期繰越金	74,500
	計	871,500

※出所「平成 23 年度おさかなロード P R 実行委員会決算書」

② 負担先の決算内容の適切な審査について（合規性―意見）市民-ア②

負担先の提出した決算書が、すべての活動を反映したものとなっていない。負担先の実施内容について適切に把握し、審査することが望まれる。

〈内容〉

負担先は、上記決算書に掲げる事業のほか、北九州市にぎわいづくり懇話会のにぎわい認定事業の認定を受けた事業（地引網ツアーの実施：平成23年9月24日、決算額500千円）を実施している。

しかし、実行委員会の決算書には、当該事業が反映されていない。

実行委員会に対し負担金を支出している以上、すべての活動に関する事業報告及び収支決算書について、負担金の有効性等を審査することが望まれる。

なお、北九州市にぎわいづくり懇話会の認定を受けた事業に関しては、「(5) 産業経済局の補助金等 ち. 北九州市にぎわいづくり懇話会補助金」の項目に詳細を記載している。

イ. 北九州自衛隊協力会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／市民部／区政課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	自衛隊の健全な育成発展に協力するとともに、自衛隊の協力を得て市民の生活環境の整備推進に努め、併せて北九州の産業経済の発展に寄与する目的で組織されている自衛隊協力会の事業を支援することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	広報新聞の発行や自衛隊音楽隊の行事など自衛隊協力会、自衛隊が行う事業を対象として補助金を交付している。
交 付 先	北九州自衛隊協力会
補 助 開 始 年 度	昭和 38 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
対象事業費	7,000	7,350	6,060	5,120	5,120
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

自衛隊協力会は、日本各地にある自衛隊を支援するための団体の一つであり、自衛隊と住民の相互理解と親睦を図り、自衛隊の健全なる発展のため支援することを目的として設立されている。

本補助金の交付先である北九州自衛隊協力会は、北九州市唯一の自衛隊協力会であり、昭和 38 年に発会している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性—意見）市民—イ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

ウ. 北九州人権擁護委員協議会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／市民部／区政課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	人権擁護委員制度の普及を図る人権擁護委員協議会の活動を支援することを目的とする。
補助事業概要	北九州人権擁護委員協議会の運営に係る費用に対して補助金を交付している。
交 付 先	北九州人権擁護委員協議会
補助開始年度	不明

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補助金額	909	909	1,000	1,000	1,000
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	909	909	1,000	1,000	1,000
対象事業費	1,504	1,504	1,665	1,665	1,665
交付件数	1件	1件	1件	1件	1件

(ウ) 補助金等の設置の背景

人権擁護委員制度は、人権尊重思想の普及高揚を図るとともに人権侵害が起きないように監視し、人権の擁護に重要な役割を果たすものであり、昭和24年に成立した人権擁護委員法を根拠としている。当制度の普及を図る団体が人権擁護委員協議会である。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間人であり、全国で約14,000人が法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っている。

北九州人権擁護委員協議会は、福岡法務局が所管する協議会であり、全国300か所以上ある協議会の一つである。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性—意見）市民-ウ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

エ. 平尾台ふゆはなび負担金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／市民部／区政課 (小倉南区役所総務企画課)
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	小倉南区を代表する観光地である「平尾台」の冬場の魅力を広くPRし、観光振興につなげることを目的とする。
事 業 概 要	多くの来場者に冬の平尾台の魅力を体感してもらうため、真冬の平尾台を舞台に音楽とレーザー光線、花火によるショーを開催している。
負 担 先	平尾台ふゆはなび実行委員会 (事務局：ハートランド平尾台株式会社)
開 始 年 度	平成 21 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	—	—	1,600	1,700	1,500

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	—	—	3,600	2,871	2,859
支 出 合 計	—	—	3,600	2,688	2,555
収 支 差 額	—	—	—	183	303

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(I) 負担金の設置の背景

小倉南区を代表する観光地である平尾台の冬の魅力を広くPRし、観光振興につなげるために、市は、平成 21 年度から「平尾台ふゆはなび実行委員会」を設置し、総事業費の一部を負担金として支出している。

「平尾台ふゆはなび」は、平成 20 年度の緊急経済対策として、音楽、レーザー光線及び花火によるショーを小倉南区が主催して実施したことがはじまりである。真冬の閑散期にもかかわらず、来場者が 4,000 人を超える集客力の高いイベントであったため、開催地「平尾台自然の郷」の指定管理者であるハートランド平尾台株式会社や地域住民からの継続の意向により、平成 21 年度以降は、ハートランド平尾台株式会社が事務局となって、実行委員会形式にて実施されている。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 指定管理者アイデア活用制度の利用について（必要性—意見） 市民-エ

ハートランド平尾台株式会社は、「平尾台ふゆはなび」の開催地である「平尾台自然の郷」の指定管理者となっている。市はこのようなイベントを立ち上げる際、指定管理者が地元や民間のノウハウを有効活用できるよう検討することが望ましい。

<内容>

市は、公共施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用して住民サービスの質の向上を図ることにより、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年11月に「指定管理者制度」を導入している。また平成19年度には、指定管理者の提案に基づいて、施設の有効活用に関わる画期的な企画に対して財政支援を行う「指定管理者アイデア活用制度」を創設している。

負担先の平尾台ふゆはなび実行委員会の事務局をしているハートランド平尾台株式会社は、平成18年度から、平尾台の自然環境の保護と地域振興を目的とした「平尾台自然の郷」の指定管理者となっている。「平尾台ふゆはなび」は、真冬の閑散期に「平尾台自然の郷」を盛り上げ、地域活性化に資する有意義なイベントであるといえるが、こうしたイベントなど事業の立ち上げをする際、市が提案・主催するのではなく、「指定管理者アイデア活用制度」などにより指定管理者が地元や民間のノウハウを有効活用できるよう検討することが望ましい。

オ. 門司港クラフトデザイン協会負担金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／市民部／区政課 (門司区役所総務企画課)
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	門司区では、区独自の歴史・文化・地域風土、また良好な自然環境に惹かれ、従来から数多くの芸術家、工芸家が創作活動を行っており、これらの芸術・文化活動が門司区の大きな魅力の一つになっている。 そこで、門司港クラフトデザイン協会を設置・運営し、門司港アートに関わる企業やアーティスト等が一体となり、クラフトによる「門司港アート」の普及を進め、新たな地域産業の創設と育成を図っていくことを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 門司港クラフトデザインの開発 (2) 門司港クラフトデザインの広報活動 (3) 門司港クラフトデザイン商品の販売及び市内外への販路拡大
負 担 先	門司港クラフトデザイン協会 (事務局：有限会社ACM商会)
開 始 年 度	平成 23 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	—	—	—	—	1,979

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	—	—	—	—	2,500
支 出 合 計	—	—	—	—	1,979
収 支 差 額	—	—	—	—	521

※平成 23 年度から実施。

(イ) 負担金の設置の背景

門司区で創作活動を行っている芸術家・工芸家による芸術・文化活動や作品などを新たな観光資源と捉え、「門司港アート村構想」の立ち上げ、「門司港アート村クラフト展」の開催、ACM商会の設立などクラフトデザイン分野での「門司港アート」の発信が行われてきた。

そのような経緯の中、クラフトデザイン分野において、「門司港」の名を広め、「門司港ブランド」としての地位を確立させていくためには、商品開拓・開発の強化や販路拡大が不可欠であるため、門司港におけるクラフトデザインを普及し新たな地域産業の育成を図ることを目的に、「門司港クラフトデザイン協会」が平成24年1月に設立された。

門司港クラフトデザイン協会は、アンテナショップ（門司港デザインハウス）を門司港にオープンし（プレオープン平成24年3月29日、オープン平成24年4月6日）、「門司港ブランド」を発信する拠点を整備した。

本負担金は、門司港クラフトデザイン協会の設立及び協会が運営する門司港デザインハウスの整備にかかる負担金である。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 実績報告等の適切な審査について（合規性—意見）市民-オ

門司港デザインハウスの什器輸送に係る完了報告書について、記載内容の一部誤りがあったが、事業報告の審査時に確認できていなかった。

事業報告の審査においては、慎重かつ確実な審査がなされる必要があるとともに、事実と記載内容の不整合がある場合には、その原因等について具体的な事実関係を確認することが望まれる。

<内容>

事業報告の添付書類として、門司港デザインハウスの整備時における什器輸送に係る（作業）完了報告書が添付されていたが、当該報告書の「契約年月日」の記載欄に誤りがあった。具体的には、宛先である門司港クラフトデザイン協会の設立が平成24年1月26日であるにもかかわらず、契約年月日には設立前の「平成24年1月20日」が記載されていた。

当該不整合につき市担当者に確認をしたところ、本来の契約日は平成24年1月27日であったが、誤って上記の日付が記入されており、事業報告の審査時に確認できなかったとのことである。

事業報告の審査においては、慎重かつ確実な審査がなされる必要があるとともに、事実と記載内容の不整合がある場合には、その原因等について具体的な事実関係を確認することが望まれる。

カ. 各区文化祭補助金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／文化スポーツ部／文化政策課 (各区役所コミュニティ支援課)
交 付 要 綱	北九州市芸術文化事業補助金交付要領
交 付 目 的	各区の文化活動を活性化することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	市内7区の文化活動を活性化するために、各区の文化団体連 合会、文化連盟及び各種文化団体が主体となって実施してい る「文化祭」事業に対し補助金を交付している。
交 付 先	各区文化団体連合会、文化連盟
補 助 開 始 年 度	不明

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

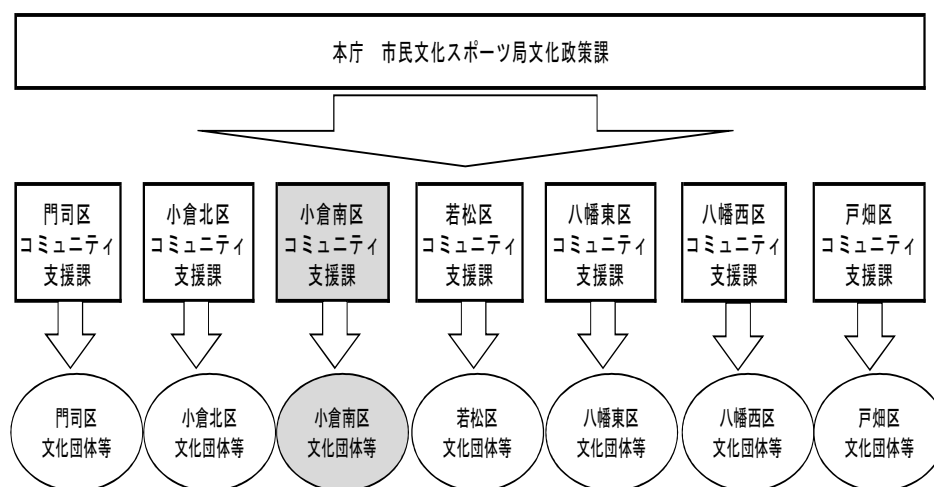
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
対象事業費	49,118	52,731	38,418	34,188	36,241
交 付 件 数	7件	7件	7件	7件	7件

(ウ) 補助金等の設置の背景

俳句、華道など幅広い文化分野で活動している市民が日頃の研鑽の成果を発表する場として、市内各区の文化団体連合会、文化連盟及び各種文化団体は「文化祭」を開催している。市は、当該「文化祭」の開催に係る費用に対して補助金を交付し、市内の文化活動の活性化を図っている。

補助金は、本庁所管部署から各区役所コミュニティ支援課に令達され、各区コミュニティ支援課が各区の文化団体等に交付している。

【補助金の流れ】



※矢印は、補助金の交付を意味している。

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

今回の監査では、小倉南区役所に往査し、本補助金に関する一連の資料を閲覧した。したがって、下記の意見は、小倉南区に関するものである。

(I) 監査の結果

① 変更承認申請手続の未実施について（新規性—指摘）市民-カ（指）

交付決定通知書における「交付の対象となる活動の経費」の枠を超える費目の変更を行っているにもかかわらず、事業計画の変更承認手続が実施されていない。

交付決定後に費目の変更を行う場合には、事業計画の変更として、変更承認申請手続を求める必要がある。

<内容>

交付申請時の「計画書」では、食糧費を除き、どの費目を補助対象経費とするかは、あらかじめ様式に記載された費目から各団体が任意に選択できるようになっており、各団体が選択した費目とその合計額が、交付決定通知書における「交付の対象となる活動の経費」になることとされている。したがって、「交付の対象となる活動の経費」の枠を超える費目の変更は、補助金の流用ではなく事業計画の変更として、市長の承認を受ける必要がある。

しかし、「計画書」で「委託費」を補助対象経費として選択していたが、「実績報告書」では「印刷費」を補助対象経費としている団体など、事業計画の変更手続を行うことなく、「計画書」と異なる費目で「実績報告書」を提出している団体が複数見受けられた。

これは交付決定通知に記載されている交付条件に反している。

したがって、交付決定後に「交付の対象となる活動の経費」の枠を超える費目の変更を行う場合には、市は事業計画の変更として、変更承認申請手続を求める必要がある。

(カ) 監査の意見

① 交付要綱等における不明確な規定の見直しについて（合規性―意見）市民-カ①

北九州市芸術文化事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）には、補助対象経費についての明確な定めがない。

要領の定めが明確でないと、合規性を確保できないとともに、補助の目的や効果を確保できない可能性があるため、補助対象経費を明確に定めることが望ましい。

<内容>

補助対象経費について、交付要領には「第3条 補助金の交付金額及び対象経費は、市長が予算の範囲内で認める額及び経費とし、概算払いの方法により交付するものとする。」と規定されている。

市によると、実務上、食糧費は補助対象経費から外すよう説明会において記載例などの資料に基づき周知しているとのことであるが、要領にはその旨の記載がない。また、食糧費以外についても、どの費目を補助対象経費とするかは、あらかじめ「計画書」の様式に記載された8つの費目（食糧費を除く）から各団体が任意に選択している。

この結果、食糧費以外のすべての費目を補助対象経費としている団体もあれば、一費目のみを補助対象経費としている団体もある。

また要領の定めが不明確であることから、上記「(エ) 監査の結果 ① 変更承認申請手続の未実施について」で指摘した費目の変更を自由に認める原因にもなっていると考える。

したがって、交付要領には、補助対象経費を明確に定めることが望まれる。

② 実績報告等の適切な審査について（合規性―意見）市民-カ②

市は補助金の交付目的が達成されているか費用対効果を検討する必要があるが、実績報告書等に不備等が認められるなど、領収書及び実績報告書の審査が不十分である。

領収書及び実績報告書の形式的な確認に終わることなく、補助金が目的を達成するために有効に利用されているかという視点からの審査も実施することが望まれる。

<内容>

各団体は文化祭終了後、補助対象経費の領収書を添付した実績報告書を、小倉南区役所に提出しなければならない。区の所管部署では、3名体制で実績報告書等をチェックしている。

しかし、実績報告書等を閲覧したところ、次のような事例が見受けられた。

- a. 「評価・反省」欄にコメントを記載していない団体が散見された。
- b. 「実績報告書」の参加人数が概数（例えば、150名など）であり、かつ「計画書」の参加予定人数と「実績報告書」の参加人数が一致している団体が散見された。

- c. 「実績報告書」を「計画書」の様式で提出している団体があった。
- d. 市販の領収書に手書きで領収先の個人名等を記載している領収書を提出している団体があった。

市は補助金の交付目的が達成されているか費用対効果を検討する必要がある。本補助金の交付目的は、幅広い文化分野で活動している市民が、日頃の研鑽の成果を発表し活動の活性化を図ることにあるため、各団体における自己評価や反省、参加人数こそが、市が費用対効果を検討する上で必要な情報になると考える。

したがって、実績報告書の形式的な確認に終わることなく、補助金が目的を達成するために有効に利用されているかという視点からの審査も必要であると考え。なお、上記 d. について、市販領収書に手書きされている場合は領収書の信頼性に疑問が持たれるため、特にその理由を確認することが望まれる。

キ. 北九州芸術祭事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／文化スポーツ部／文化政策課
交 付 要 綱	北九州市芸術文化事業補助金交付要領
交 付 目 的	積極的に文化活動を展開している文化団体等の事業を支援し、本市の文化水準の向上及び地域文化の振興を推進することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	北九州文化連盟による総合芸術祭に対して補助金を交付している。総合芸術祭では作品の公募を行い、充実した作品展を企画しており、「若い世代・青少年をいかにして文化・芸術に興味・関心を持たせるか」をテーマに、平成23年度は4月1日から5月5日まで23部門、24事業の展示・公募・公演を市内各所において開催している。さらに特別事業として、青少年を対象とする伝統文化の体験学習を実施している。
交 付 先	北九州文化連盟
補 助 開 始 年 度	不明

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
対象事業費	51,985	55,269	48,075	48,605	50,735
交 付 件 数	1件	1件	1件	1件	1件

(ウ) 補助金等の設置の背景

北九州芸術祭は、各分野の文化団体で構成された北九州文化連盟が主催する市内最大規模の文化の祭典であり、平成23年度で49回目を迎える。北九州地域で文化活動を行っている市民の活動発表の場として定着している。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 長期継続補助金の見直しについて（有効性等―意見）市民-キ①

本補助金は、補助開始から長期間が経過し、補助金額が固定化されている。補助金額の算定根拠も現時点では明確ではない。長期に継続している補助金は、既得権化の弊害があるため、施策実現のために最適な対象事業であるか補助効果を定期的に検証し、有効性について検討することが望まれる。

<内容>

本補助金は、補助開始から長期間が経過し、少なくとも平成 19 年以降は補助金額が同一額で推移している。また、補助開始当初は補助金の算定基礎が明確であったとも思われるが、現時点では算定根拠が不明確となっている。

補助金が長期にわたって継続することは、既得権化の弊害が生じ、補助金額の算定根拠も不明なまま固定化される結果となりやすい。

補助事業の役割や市民のニーズは時代とともに変化するものであるため、施策実現のために最適な対象事業であるか補助効果を定期的に検証し、有効性について検討することが望まれる。

② 交付要綱等における不明確な規定の見直しについて（合规性―意見）市民-キ②

本補助金について、交付要領は作成されているが補助対象経費が不明確であり、特定されていない。補助対象経費が不明確な場合、補助金の使途や事業の成果を適切に審査することができない。交付要綱等において、補助対象経費を明確にすることが望まれる。

<内容>

補助金交付金額及び補助対象経費について、交付要領には「第 3 条 補助金の交付金額及び対象経費は、市長が予算の範囲内で認める額及び経費とし、概算払いの方法により交付するものとする。」と規定されているだけである。このため、補助金の算定根拠も不明となっている。

補助の対象は交付先が実施する特定の事業であるため、補助対象事業及び対象経費を明確に規定して交付する必要がある。また、補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要領を定め一律の取り扱いを図る必要がある。

実務上は、各所管部署において補助対象経費を把握しており、そのうえで補助金等の額を算定していると思われる。

しかし、現状のように対象経費が要領等で明文化されていない場合、その対象経費及び金額の算定根拠を確認することができず、交付後の補助金の使途や事業の成果を適切に審査することも困難になる。

また、要領が不明確であることが、上記「① 長期継続補助金の見直しについて」の意見にある補助金額の固定化の一因になっていると考えられる。

したがって、本補助金について、要領等で補助対象経費を明確にすることが望まれる。

ク. ギラヴァンツ北九州支援事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／文化スポーツ部／スポーツ振興課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	北九州市民が一体となって応援し、市民の一体感を創出するシンボルとなるチームを目指して活動するギラヴァンツ北九州及びその運営組織である株式会社ギラヴァンツ北九州について、Jリーグ2部（J2）での活動、具体的には、① チーム強化・運営事業、② 地域交流事業、③ チームPR活動を支援することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	主に全国各地で行われるアウェイゲームの遠征費、ホームタウン活動、ホームゲームでの会場運営経費などに対して補助金を交付している。
交 付 先	株式会社ギラヴァンツ北九州
補 助 開 始 年 度	平成 18 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	30,000	50,000	50,000	50,000	50,000
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	30,000	50,000	50,000	50,000	50,000
対 象 事 業 費	182,146	168,733	295,972	492,793	583,983
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

ギラヴァンツ北九州は、北九州市にホームを置く、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ ディビジョン2）に加盟するプロサッカークラブである。昭和 22 年創部の三菱化成黒崎サッカー部が前身となり、平成 22 年に九州地区ではロアッソ熊本に次いで5番目の、福岡県ではアビスパ福岡に次いで2番目のJリーグ加盟クラブとなった。現在は株式会社ギラヴァンツ北九州が運営している。

ホームスタジアムは北九州市立本城陸上競技場であり、練習場は門司区の新門司球技場である。観客動員数が伸び悩んでいるため、収入が伸びず、市からの補助金で競技場運営費、チーム移動費、広告宣伝費など試合運営費の一部が賄われている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性－意見）市民-ク

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

ケ. ギラヴァンツ北九州を支援する市民会議負担金

(ア) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／文化スポーツ部／スポーツ振興課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	行政、企業、市民が連携して、「ギラヴァンツ北九州」の情報共有を図ることで横断的なネットワークを形成し、チーム支援の輪を拡大するとともに、一体感の醸成を図ることを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するため、次の事業を行う。 ・ギラヴァンツ北九州に関する試合情報やファンクラブ等の支援メニューを、各所属団体において周知・伝達する活動。 ・その他チーム支援活動や地域活性化につながる活動（例：看板、ポスターの掲示など）
負 担 先	ギラヴァンツ北九州を支援する市民会議 （事務局：北九州市市民文化スポーツ局スポーツ振興課）
開 始 年 度	平成 22 年度から

(イ) 負担金額の推移

（単位：千円）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	—	—	—	500	9,000

(ウ) 負担先の決算状況の推移

（単位：千円）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	—	—	—	1,478	9,859
支 出 合 計	—	—	—	1,353	9,798
収 支 差 額	—	—	—	125	61

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(I) 負担金の設置の背景

「ギラヴァンツ北九州を支援する市民会議」（以下「市民会議」という。）は市にホームに置くプロサッカークラブである「ギラヴァンツ北九州」の支援の輪を拡大することを目的として平成 22 年に設立された。市、ギラヴァンツ北九州後援会及び北九州市立大学都市政策研究所の 3 者により設立され、「『ギラヴァンツ北九州』を激励する決起集会」の開催、のぼり・告知看板やステッカー等 P R グッズの作成、その他の支援活動を行っている。

平成 23 年度の各負担金額は、市 9,000 千円、ギラヴァンツ北九州後援会 400 千円、北九州市立大学都市政策研究所 300 千円となっており、市の市民文化スポーツ局スポーツ振興課が事務局となっている。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 経費の執行が事業年度終了直前に集中した場合の適切な審査について

(有効性等一意見) 市民-ケ

事業年度終了直前に経費の支出が集中する傾向が見受けられたことから、支払時期が事業年度終了直前となる理由を負担金支出先から文書等で入手するなど、理由の合理性を含む適切な審査の実施が望まれる。

<内容>

平成 23 年度の市民会議の支出額 9,859,135 円のうち、全支出額の 3 分の 1 以上となる 3,419,242 円が、年度が終わる 3 月 23 日から 3 月 31 日までの間に行われているなど、事業年度終了直前に経費の支出が集中する傾向が見受けられた。

一般的に事業に必要な支出は事業の実施に合わせて適時に行われものであるが、終了直前に集中している場合、効果的に負担金が活用されているか検討することが必要と考える。

事業年度終了直前での予算執行については負担金支出先から理由を文書等で入手するなど、理由の合理性を含む適切な審査の実施が望まれる。

コ. 体育団体助成補助金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／文化スポーツ部／スポーツ振興課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	スポーツ関係団体の運営及び事業費等の助成を行い、団体の健全な発展を促進するとともに市民へのスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	<p>下記の3団体が実施する活動に対して補助金を交付している。</p> <p>① 財団法人北九州市体育協会（以下「体育協会」という。） 各競技団体の指導及び育成、スポーツ大会の開催及び助成、スポーツ指導者の育成、スポーツ少年団の指導及び育成等</p> <p>② 特定非営利活動法人北九州市レクリエーション協会（以下「レクリエーション協会」という。） レクリエーション活動の普及及び大会の開催、レクリエーション指導者の養成、レクリエーションに関する調査・研究等</p> <p>③ 北九州市体育指導委員協議会（平成23年9月9日から「北九州市スポーツ推進委員協議会」に名称変更されたため、以下「スポーツ推進委員協議会」という。） 各種スポーツ・レクリエーション行事の企画及び立案。 ニュースポーツの普及及び振興等</p>
交 付 先	財団法人北九州市体育協会 特定非営利活動法人北九州市レクリエーション協会 北九州市体育指導委員協議会（スポーツ推進委員協議会）
補 助 開 始 年 度	不明

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	17,330	15,760	15,760	15,760	15,760
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	17,330	15,760	15,760	15,760	15,760
対象事業費	1,003,060	1,000,051	977,296	667,153	666,886
交 付 件 数	3件	3件	3件	3件	3件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金の交付先は特定の3団体であり、平成23年度のそれぞれの補助金額の内訳は、① 体育協会 14,130千円、② レクリエーション協会 1,330千円、③ スポーツ推進委員協議会 300千円となっている。

体育協会は、北九州市誕生を契機にスポーツを振興して市民の体力向上を図り、健康で明るい市民生活を確立することを目的として昭和38年に発足した団体である。体育協会では、スポーツ教室・健康教室の開催や市立総合体育館等市内スポーツ施設の指定管理など、幅広い活動を行っている。現在、水泳、陸上など加盟団体は36団体で、登録人員は14万2千人を超える。

レクリエーション協会は、市民に対して、福祉の増進、文化芸術の振興、生涯学習やスポーツの振興、まちづくりの推進等に役立つレクリエーション活動の普及につとめ、市民の健康と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的として昭和41年に発足した団体であり、平成14年にはNPO法人となっている。レクリエーション協会は、レクリエーション・ダンススクールや農業体験教室の開催など、様々なイベントや教室、講座などを開催している。現在、レクリエーション協会の活動に参画する会員登録人員は約140名となっている。

スポーツ推進委員協議会は、市内各区のスポーツ推進委員の連絡を密にし、社会体育活動の実態を把握して、効果的な体育振興上の方途について協議研究を行い、市民体育の振興に寄与することを目的とする協議会である。事務局は市の市民文化スポーツ局スポーツ振興課に置かれている。スポーツ推進委員とは、スポーツ基本法第32条第2項で規定されており、市町村におけるスポーツの推進のために、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う役割を担うものとされている。現在、スポーツ推進委員の登録人員は約270名となっている。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性一意見）市民-コ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

サ. 門司港レトロマラソン大会開催負担金

(7) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／文化スポーツ部／スポーツ振興課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	市民の誰もが気軽に日々の体力づくりや健康づくり、さらには生きがいづくりに取り組めるようスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興及び、市民参加型イベントの充実を図ることを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するため、スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興及び市民参加型イベントを実施している。
負 担 先	門司港レトロマラソン実行委員会 (事務局：市民文化スポーツ局スポーツ振興課)
開 始 年 度	不明

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
負 担 金 額	1,500	1,350	1,000	1,000	1,000

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収 入 合 計	9,990	10,211	11,082	9,360	9,546
支 出 合 計	8,945	8,342	9,765	8,609	8,746
収 支 差 額	1,045	1,869	1,317	751	800

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(エ) 負担金の設置の背景

門司港レトロマラソンは平成23年度で29回を数える市民マラソンである。市有数の観光スポットとしても有名な門司港レトロ地区から和布刈海岸を舞台に開催され、市外の人でも参加できる大会である。

平成23年度は11月27日に開催された。参加料は1人2,500円であり、5kmの部、10kmの部合わせて3,050人が参加した。申込者の内訳は、市2,004名、福岡県(市以外)673名、山口県224名、福岡・山口県外149名となっている。

近年は人気が高く、先着順で募集定員締切りがなされている。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 負担金対象事業の実施主体の検討について（有効性等一意見） 市民-サ

負担先の事務局は市役所のスポーツ振興課内に置かれているが、門司区における特定の事業であることから、門司区役所内に事務局を置き、門司区が主体的に企画・運営の実施を検討することが望まれる。

<内容>

マラソンの開催に必要な事業を企画・実施している「門司港レトロマラソン実行委員会」の事務局は市役所の市民文化スポーツ局スポーツ振興課内に置かれている。

負担先の実行委員会が行う事業は、「門司港レトロマラソン実行委員会規約」において（１）門司港レトロマラソンの開催に必要な総合計画に関すること、（２）関係団体との連絡調整に関すること、（３）門司港レトロマラソンの開催に必要な経費に関すること、（４）その他大会の開催に必要なこと、と定められている。実務はスポーツ振興課の担当者が実施しているが、計画や関係団体との連絡調整など、地理的な点や普段の連携の点からも、門司区が主体となって実施した方が効率的であると思われる。

実際に、区政課が所管する区行政推進事業では小倉南区役所総務企画課が事務局である「平尾台クロスカントリー実行委員会負担金」などもあり、門司港レトロマラソンと同様の事業を各区が主体となって実施している例もある。

各区役所の人員体制の問題等もあるとは思われるが、本負担金のように各区が主体となって実施した方が効率的であるものについては、各区役所内への事務局の設置を検討することが望まれる。

シ. 各地区交通安全協会補助金

(ア) 概要

所 管 部 署	市民文化スポーツ局／安全・安心部／安心・安全課
交 付 要 綱	交通安全協会補助金交付要綱
交 付 目 的	交通安全推進団体の自主的な活動を促進することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	各地区において、交通安全運動、交通安全教育等の活動を行う各々の交通安全協会の活動費(交通安全思想の普及促進に伴う広報、啓発等)に対して補助金を交付している。
交 付 先	門司交通安全協会、小倉北交通安全協会、小倉南交通安全協会、若松交通安全協会、八幡東交通安全協会、八幡西交通安全協会、折尾交通安全協会、戸畑交通安全協会
補 助 開 始 年 度	不明

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
対象事業費	15,981	12,653	12,526	13,116	13,221
交 付 件 数	8 件	8 件	8 件	8 件	8 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

各地区交通安全協会（以下「安全協会」という。）は、各区役所や区役所をはじめとする関係団体で構成される各区交通安全推進協議会と協働で、四季の交通安全運動期間を中心に、交通安全に関する広報・啓発活動に取り組んでいる。

安全協会には多額の繰越金があり、一部の安全協会には積立金もある。これらについては、市の会計室が指摘している。また、全市的な補助金削減方針に沿って、平成 16 年には補助金を一律 10%削減している。

【安全協会における次期繰越金の推移】

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
門 司	4,178	3,904	4,411	5,070	5,438
小 倉 北	61	578	1,024	28	388
小 倉 南	13,419	14,427	13,191	9,533	4,739
若 松	1,430	1,350	1,168	1,904	2,257
八 幡 東	846	445	698	686	165
八 幡 西	9,403	8,969	12,354	10,630	9,643
折 尾	887	980	369	1,389	1,374
戸 畑	1,909	1,478	1,645	1,390	846
合 計	32,133	32,131	34,860	30,630	24,850

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

【安全協会の収入に占める補助金割合の推移】

(単位：%)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
門 司	1.63	1.83	1.87	1.80	1.90
小 倉 北	1.93	2.12	2.04	2.26	2.26
小 倉 南	0.73	0.76	0.78	0.88	1.09
若 松	2.03	1.95	1.95	1.62	1.65
八 幡 東	1.97	2.24	2.27	2.32	2.49
八 幡 西	0.97	1.09	0.94	0.81	1.02
折 尾	0.91	0.99	0.98	0.90	0.84
戸 畑	1.36	1.42	1.44	2.22	2.54
合 計	1.27	1.36	1.33	1.35	1.49

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 各地区交通安全協会に対する補助金の必要性について（必要性－意見）市民－シ

安全協会は十分な自己収入があり、繰越金及び積立金を有していることから、補助金がなくても十分に運営できると思われるため、廃止を含め必要性を検討することが望まれる。

<内容>

安全協会では、補助金以外にも会費（普通会費、特別会費）や雑収入等の収入があり、事業実施に必要となる費用を上回る状況である。各地区の収入に占める補助金の割合はおおよそ0.7%から2.6%の範囲である。また、一部の区においては繰越金又は積立金を保有している。

交通安全協会補助金交付要綱第4条（補助金の交付決定）には「補助金を交付することが適当であると認めたときは、すみやかに交付の決定をし、補助金を交付するものとする」と記されているが、安全協会には十分な収益があり、かつ繰越金や積立金を保有しているため、補助金がなくても十分に運営できると思われる。

所管部署としては、交通安全推進における警察との協力関係を考慮すると、一定の補助金交付は止むを得ないと考えているが、協力関係は補助金がなくても達成できると考えられる。

したがって、廃止を含め必要性を検討することが望まれる。

(3) 保健福祉局の補助金等

ア. 敬老行事補助金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／高齢者支援課
交 付 要 綱	北九州市敬老行事補助金交付要領
交 付 目 的	自治会・婦人会等の団体が、各地域において自主的に実施する敬老会等の敬老行事に必要な経費の支出に充てることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	各地域において自治会・婦人会等の団体が実施する敬老行事に対して補助金を交付している。補助金の額は、敬老行事に参加(当日欠席した参加予定者が記念品等の配布を受ける場合を含む。)する 75 歳以上(年度内)の年長者 1 人につき 1,000 円とする。ただし、年 1 回限りとする。
交 付 先	自治会・婦人会等の団体
補 助 開 始 年 度	昭和 43 年度から (交付要領の作成は昭和 55 年度)

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	97,308	100,207	102,910	104,949	107,187
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	97,308	100,207	102,910	104,949	107,187
対象事業費	97,308	100,207	102,910	104,949	107,187
交 付 件 数	314 件	320 件	357 件	356 件	361 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

各地域において自主的に実施する敬老会等の敬老行事に必要な経費の支出に充てるため、市は自治会・婦人会等の敬老行事実施団体に対して補助金を交付している。

本補助金の額は、敬老行事に参加する 75 歳以上(年度内)の年長者 1 人につき 1,000 円(年 1 回限り)である。また、現行の「北九州市敬老行事補助金交付要領」では、当日欠席した参加予定者に対する記念品等の費用も、補助対象経費として認められている。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(木) 監査の意見

① 補助対象者等の見直しについて（必要性—意見）保健-ア

本補助金の対象者の年齢や一人当たりの交付金額については、交付要領が作成された昭和 55 年度から一度も見直されていない。

本補助金の交付金額は、対象人口の増加に伴い、市の負担額も年々増加しており、補助対象者や補助金額の見直しなどを検討することが望まれる。

〈内容〉

市は、75 歳以上（年度内）の年長者 1 人につき 1,000 円（年 1 回限り）を敬老行事補助金として団体に交付している。

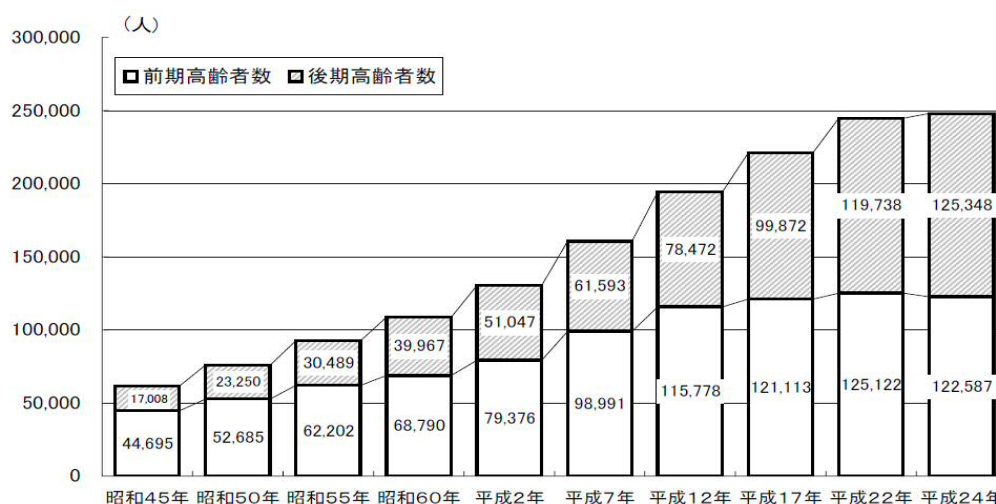
次の表のとおり、75 歳以上の高齢者は年々増加傾向にあり、平成 23 年度の対象人口は、本補助金の交付要領が作成された昭和 55 年度の約 4 倍となっている。

一方で、補助対象者及び補助金額は昭和 55 年度から一度も見直されていないため、市の負担額は年々増加している。また、本補助金は、高齢者が参加する敬老行事を実施する団体に交付することを目的としているが、補助金の財源には限りがあり、財源は時代に合致した新たなニーズや施策にも振り向けることが必要であるため、時代や経済社会情勢を踏まえ、定期的に補助金の必要性を見直すことが求められる。

超高齢社会に入っている今、敬老行事補助金は見直しの時期にあると思われる。

したがって、補助対象者や補助金額の見直しなどを検討することが望まれる。

【前期⁵・後期⁶高齢者人口の推移（北九州市）】



※出所「市ホームページ」

⁵ 前期高齢者：65 歳以上 74 歳以下を前期高齢者という。

⁶ 後期高齢者：75 歳以上を後期高齢者という。

(4) 環境局の補助金等

ア. 環境モデル都市地域推進会議登録団体助成金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境政策部／環境学習課
交 付 要 綱	北九州市環境モデル都市地域推進会議登録団体支援事業実施要綱
交 付 目 的	市民団体、NPO、事業者等の中で積極的な取組みの意志のある団体が行う環境モデル都市推進の活動を支援し、北九州市が推進する「北九州市環境モデル都市」の実現に寄与することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	環境モデル都市に関する市民啓発・教育活動や低炭素社会づくりに資する調査、研究活動などの非営利活動に対して補助金を交付している。助成する活動や事業については、構成員9名からなる「選定検討会」により選定される。
交 付 先	北九州市環境モデル都市地域推進会議に登録している市民団体・NPO、事業者等の団体
補 助 開 始 年 度	平成 21 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	—	1,250	1,286	1,755
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	1,250	1,286	1,755
対象事業費	—	—	1,250	1,286	1,755
交 付 件 数	—	—	6 件	7 件	9 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、北九州市環境モデル都市地域推進会議に登録している市民団体、NPO、産業界、学術機関等の団体が実施する環境モデル都市推進の活動を支援するため、平成 21 年度に創設された。

補助金額は、対象経費に 2 分の 1 を乗じた額であり、250 千円が上限額とされている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(木) 監査の意見

① 補助対象活動の変更に伴う変更承認申請手続の実施の必要性の有無について

(合規性—意見) 環境-ア

交付申請時の補助対象活動の一部が実施されず、補助金が他の活動に充当されているにもかかわらず補助金計画変更の申請手続がなされていなかった。計画変更の申請手続が省略できる変更とも捉えられるが、明確な基準がなく判断が困難であるため、交付要綱等に軽微な変更に係る条件等の設定を行うことが望まれる。

<内容>

平成 23 年度に交付された活動のうち、特定非営利活動法人北九州サステイナビリティ研究所の「環境文化の創造学習」において、申請時の活動計画書の補助対象活動の一部が実施されず、補助金が他の活動に充当されているにもかかわらず、補助金計画変更の申請手続がなされていなかった。

具体的には、申請時の活動計画書において、「エネルギー」について専門講師等の招へいも含めた調査・研究を行い、その結果と成果を広く市民へ広報するため報告書を冊子化することとされており、冊子製作費 100 千円が補助対象経費として承認されていた（補助金の額としては、対象経費に 2 分の 1 を乗じた額となるので 50 千円）。

しかし、実績報告書によると、実際には研究成果の冊子製作は実施されず、その経費は講演会の講師謝金等に充当されていたが、事業計画の変更申請は行われていなかった。

「北九州市環境モデル都市地域推進会議登録団体支援事業実施要綱」の第 13 条において「活動団体は、補助活動の内容を変更し、又は補助活動を中止しようとする時は、あらかじめ北九州市環境モデル都市地域推進会議登録団体支事業補助金計画変更承認申請書を市長に提出しなければならない。」として内容の変更があった場合の変更承認申請書の提出を義務付けている。

したがって、本事例のように補助対象活動の一部を変更する場合は、補助金計画の変更承認手続をとる必要がある。

一方で、本事例の場合、補助対象経費（500 千円）のうち他の活動に充当された額（100 千円）は全体の 20% であるため、基本規則に定める計画変更手続が省略できる「軽微な変更」であるといえなくもない。しかし、交付要綱等に軽微な変更に係る条件（基準）が設定されていない。このような規程がないと、交付決定時に承認したものと異なる事業が実施されてしまう可能性がある。

そのため、交付要綱等に、交付決定した事業の内容や経費の区分の変更について、一定の条件を設けることが望まれる。

イ. 北九州市衛生総連合会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／循環社会推進部／業務課
交 付 要 綱	要綱なし
交 付 目 的	北九州市衛生総連合会（以下「総連合会」という。）との連携を図り、環境保全や健康づくり等に関する普及啓発や自主的実践活動を推進し、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	総連合会の運営に係る費用及び指導啓発事業、研修事業、市民運動、地区育成事業などの事業費に対して補助金を交付している。
交 付 先	北九州市衛生総連合会
補 助 開 始 年 度	昭和 38 年から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
対象事業費	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

昭和 38 年に門司市、小倉市、八幡市、若松市及び戸畑市の 5 市が合併し北九州市が発足した。これに伴い旧 5 市の各衛生協会連合会は各区の衛生協会に改組され、総連合会に大同団結した。当初、任意団体であった総連合会は、昭和 43 年に社団法人として認可されたが、公益法人改革により平成 24 年度に任意団体へ移行した。

平成 2 年から環境局内に総連合会の事務局を設置し、事務局長は環境局業務課長、事務局次長は環境局業務課まち美化推進係長が兼任している。また、総連合会が雇用した専任の事務職員が業務に従事している。

さらに、まちづくり推進課(平成 23 年度からはコミュニティ支援課へと名称変更)内に区の衛生協会事務局を設置している。

市は会議等への出席や業務課長の事務局長兼任を通じ、総連合会の現状把握や今後の方向性等について関与している。また、総連合会は財政援助団体監査の対象となっている。

(I) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(II) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性－意見）環境-イ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

ウ. 北九州市住宅用太陽光発電システム設置補助金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境未来都市推進室
交 付 要 綱	北九州市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱
交 付 目 的	家庭における地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システムを設置する市民に対して設置費用の一部を補助し、当該システムの導入を推進することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	太陽光発電システム設置費用の一部に対して補助金を交付している。 ・補助額：3万円/kw、上限7万円 ・補助件数：1,500件程度（最終的には1,714件交付） ・予算総額：1億500万円
交 付 先	太陽光発電システムを設置する市民 （平成23年度は1,714名）
補 助 開 始 年 度	平成19年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	13,490	22,756	27,103	95,683	119,543
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	13,490	22,756	27,103	95,683	119,543
対象事業費	194,325	337,212	555,054	2,826,442	3,491,499
交 付 件 数	81件	155件	259件	1,374件	1,714件

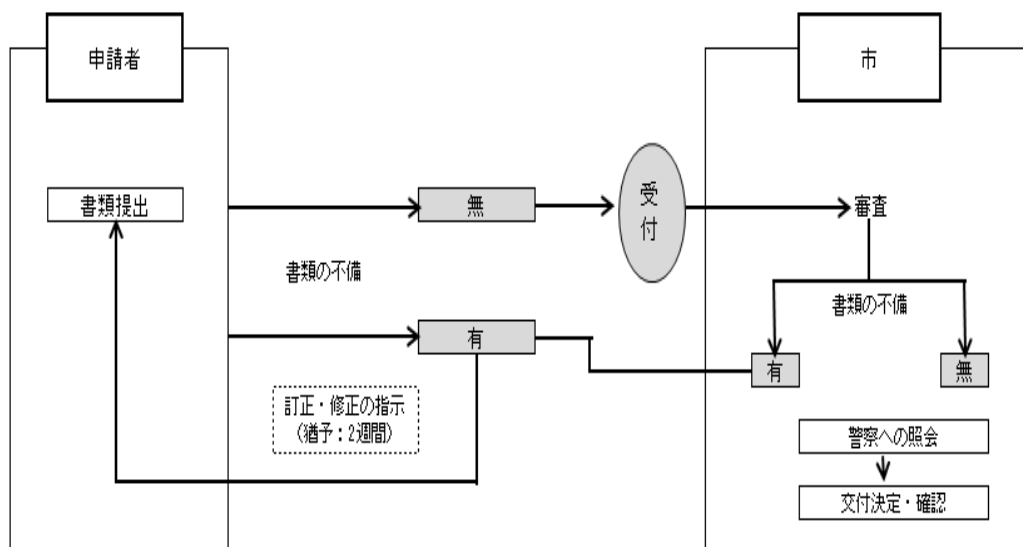
(ウ) 補助金等の設置の背景

市は、家庭における地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システムを設置する市民に対して設置費用の一部を補助している。

地球温暖化は、人間の活動による温室効果ガスの増加が原因と考えられており、地球規模での大きな問題となっている。この問題の解決には、再生可能エネルギー等の技術開発はもちろんのこと、省エネライフスタイルへの変革や社会制度の整備など、市民・企業・行政などの様々な主体が協力して取り組んでいく必要がある。

市は、これまで太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、環境共生型まちづくりなど地球温暖化対策に取り組んできた。このため、平成17年4月、国の「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」に選定されている（「北九州市地球温暖化対策地域推進計画」平成18年10月北九州市）。

【手順のフロー図】



※出所「平成 23 年度住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業【申請受付要領】」を参考に監査人作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 市の事務負担の軽減策の検討について（有効性等一意見）環境-ウ

申請者の急増に伴い、所管部署の事務作業が増大している。

市民の環境に対する意識向上等により、今後も申請者の増加が予想されるため、早急に市の事務負担軽減のための対策を講じることが望まれる。

<内容>

年々、市民の環境に対する意識向上等により、本補助金の申請者が急増している。平成 22 年度に交付件数が 1,000 件を超え、平成 23 年度には 1,714 件となっている。

一方、市は、電話による市民からの問い合わせ、申請書類の受理及び審査、交付決定通知書の発行、稼動状況報告の受理等の事務作業を 3 名（担当職員 1 名、臨時職員 2 名）で実施しており、事務作業が増大している。

平成 24 年度からは、電話による市民からの問い合わせ業務を民間に委託することで、負担軽減にはつながっているものの、申請者が年々増加することを考えると十分な対策とはいえない。実際、市は設置者に翌 1 年間の月次稼動状況の報告義務を課しているが、平成 22 年度分に関しすべての稼働状況報告書が入手されているかの確認はいまだできていないとのことである。

そこで、事務負担軽減の観点から、交付決定に必要な申請書類の受理及び審査業務のみ市が行い、電話による市民からの問い合わせ、交付決定通知書の発送及び稼動状況報告の受理等の業務に関しては外部に委託するなど、早急に市の事務負担軽減のための対策を講じることが望まれる。

エ. 福岡水素エネルギー戦略会議負担金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境未来都市推進室
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	低炭素社会の切り札といわれる水素エネルギー関連の実証事業の実施・支援などを行っている福岡水素エネルギー戦略会議（以下「水素会議」という。）に対し、同会議の円滑な運営を行うことを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するため、次の北九州水素タウンプロジェクト実証事業を行っている。 ① 燃料電池自動車に燃料として水素を充填する北九州水素ステーションの実証 ② 水素を市街地へ送り込み、一般家庭、公共施設、民間施設に設置している燃料電池で発電・給湯する北九州水素タウンでの実証
負 担 先	福岡水素エネルギー戦略会議 （事務局：福岡県商工部新産業・技術振興課）
開 始 年 度	平成 17 年度から

(イ) 負担金額の推移

（単位：千円）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

(ウ) 負担先の決算状況の推移

（単位：千円）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	288,846	432,227	402,551	231,638	160,237
支 出 合 計	140,478	167,969	306,513	163,998	140,152
収 支 差 額	148,368 (145,111)	264,258 (261,170)	96,037 (92,743)	67,640 (55,289)	20,085 (16,048)

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

※収支差額の（ ）は、次期繰越額のうち特定用途繰越金を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

市は、水素会議に対して負担金を支出している。

負担先の設立趣旨について、ホームページには次のとおり記載されている。

【福岡水素エネルギー戦略会議設立趣旨】

我が国は、エネルギーの8割以上を輸入に依存しており、供給構造が脆弱であるうえ、地球環境保全の面から地球温暖化ガスの排出削減は緊急の課題です。この課題解決の有力なテクノロジーとして期待されているのが、高い省エネ性と優れた環境特性を持つ燃料電池であり、その関連産業の市場規模は100兆円（2020年）に達するとも言われています。燃料電池の燃料となるのが水素であります。水素エネルギーの分野は裾野が広い産業分野であり、様々な技術の研究開発が期待されています。

また、水素エネルギー社会実現のためには、安全面等、実証を通じた社会的受容性の向上を図っていくことも必要となります。このような中、九州大学が、水素利用技術の研究開発について、文部科学省の「※ 21世紀COEプログラム」に採択され、また「水素利用技術研究センター」を発足しました。一方、福岡県内には、燃料電池自動車の生産拠点となりうる自動車産業や副生水素を保有する企業群が集積しています。

そこで、本県におけるこれらのポテンシャルをいかし、環境にやさしい水素利用社会の実現を先導する地域の形成を図るため、九州大学を中心とする産学官連携のもと、「福岡水素エネルギー戦略会議」を創設することになりました。

※出所「福岡水素エネルギー戦略会議ホームページ」

水素会議は、産業界、大学、行政が緊密に連携して、水素エネルギーの開発及び普及を総合的に推進する全国唯一の組織であり、「研究開発」、「社会実証」、「水素人材育成」、「世界最先端の水素情報拠点の構築」及び「水素エネルギー新産業の育成・集積」に取り組んでいる。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 負担金額決定に関する書類の保存について（必要性—意見）環境-エ

負担金5,000千円を市が支出するに至った金額決定に関する書類が保存されていない。金額決定の書類は、負担金額見直しの重要な資料になるため、負担金を支出している間は当該書類を保存して、担当者が算出根拠や積算内容を的確に把握できるようにすることが望まれる。

<内容>

市は、平成17年度から負担金5,000千円を支出している。なお、平成23年度における負担金額は次のとおりである。

【平成23年度水素会議負担金】

(単位：千円)

負担者	負担金額
福岡県	75,137
佐賀県	4,997
北九州市	5,000
福岡市	2,000
独立行政法人産業技術総合研究所	1,663
財団法人九州大学学術研究都市推進機構	1,010
公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター	903

※出所「平成23年度戦略会議収支決算書及び平成24年度予算案」を参考に
監査人作成

当該負担金額が福岡県に次いで2番目に大きい理由は、上記取組の1つである「社会実証」に関し、市に「北九州水素ステーション」と「北九州水素タウン」の2つが整備されているためである。

そこで、5,000千円を負担するに至った金額決定の経緯の説明を所管部署に求めたところ、書類は保存期間の5年間を超えているためすでに破棄されており、その経緯については不明とのことであった。

確かに「北九州市文書管理規則」の「保存期間区分基準表」によれば、契約及び工事の執行に関するもの（特に重要及び重要なものを除く。）は、保存期間が5年間とされている。

しかし、負担金は、導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止や減額等の見直しを行わずに長期化する傾向にあるため、金額決定に関する書類は負担額見直しの重要な資料に該当すると考えられる。

したがって、負担金を支出している間は、当該書類を保存して担当者が算出根拠や積算内容を的確に把握できるようにすることが望まれる。